

令和 6 年度 石垣市観光審議会

第 1 回

日時：令和 6 年 8 月 2 8 日（水）10:00-12:00

場所：石垣市役所 2 階 大会議室

会 次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）令和 6 年度の審議会の進め方について
質疑
 - （2）石垣市の今後の観光戦略と財源について
 - ・宿泊税導入地域の事例
 - ・石垣市内での宿泊税に関する意見等質疑
- 3 事務連絡
- 4 閉会

配布資料

次第（本紙）

審議委員会名簿

配席図

資料 1 令和 6 年度の審議会の進め方

資料 2 宿泊税導入地域の事例－倶知安町、福岡県・福岡市

資料 3 石垣市における宿泊税に関する意見等

資料 4 石垣市の観光のあり方検討シート

参考資料 1 石垣市の観光の現状と方向性

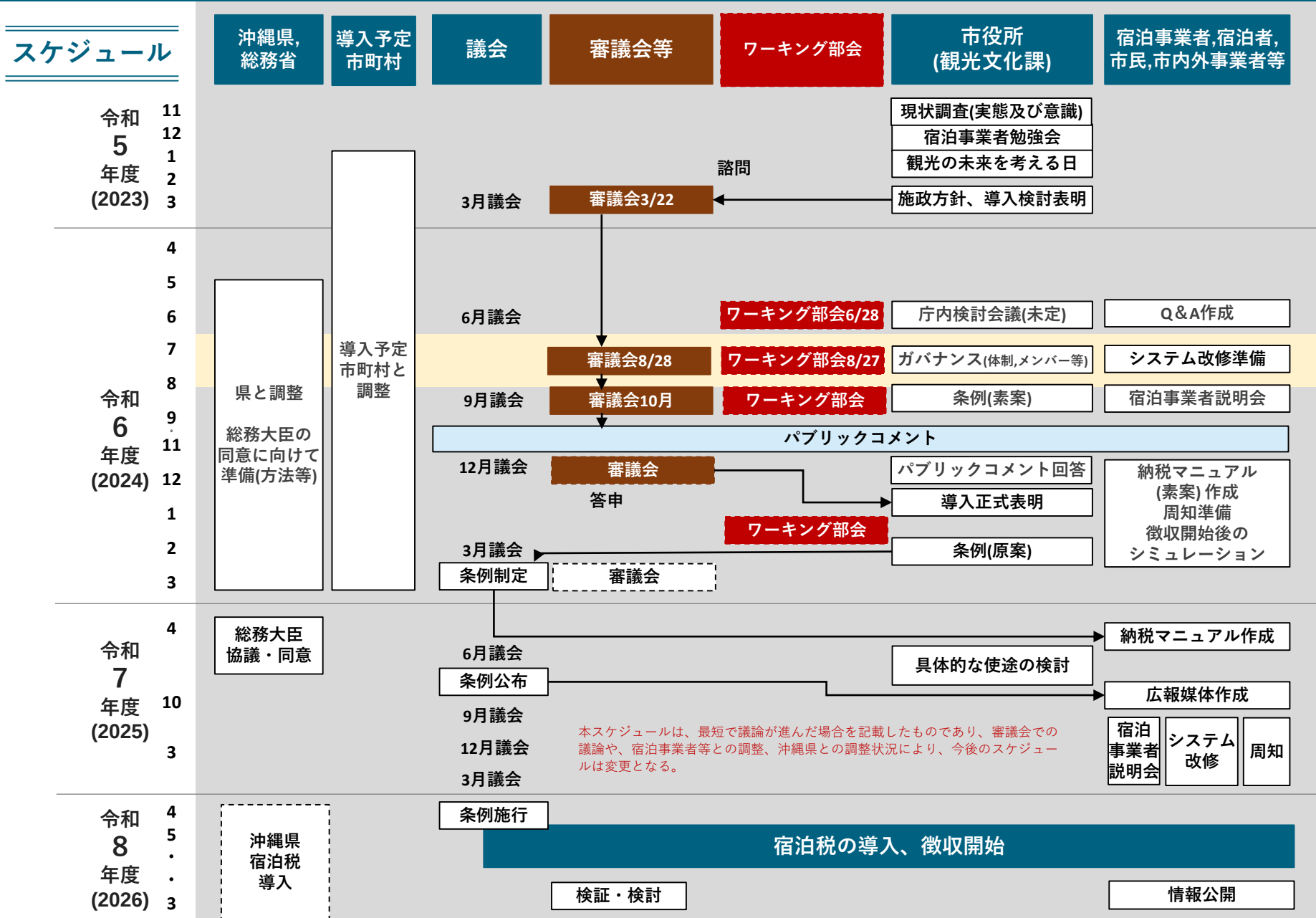
参考資料 2 沖縄県の宿泊税および竹富町の訪問税検討の動向

参考資料 3 特別徴収義務者向けの Q & A 作成に向けて

令和 6 年度の審議会の進め方

- 1 宿泊税導入に向けた検討スケジュール p.2
- 2 令和 6 年度のスケジュール p.3
- 3 令和 5 年度 石垣市観光審議会 議事概要 pp.4-5
- 4 宿泊税ワーキング部会設置の目的、スケジュール p.6
- 5 令和 6 年度宿泊税ワーキング部会 議事概要 pp.7-8

1 宿泊税導入に向けた検討スケジュール



2 令和6年度のスケジュール

スケジュール

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄県	先行導入団体の 実態調査		制度設計(素案) 取りまとめ		沖縄県観光目的税 検討委員会(計3回)	沖縄県法定 外目的税制度 協議会(計2回)	パブリック コメント	条例(案) 議会提出		条例(案) 議会提出	
	アンケート調査			制度設計(案)取りまとめ		条例(案)取りまとめ					
				総務省 事前調整(随時)				総務大臣協議			
石垣市 観光開発 審議会				審議会① 8/28		審議会② 10月		審議会③ 12月		条例(案) 議会提出	
				観光の方向性、 税の必要性、 目的、 使途、運用		使途と 運用、 条例	パブリック コメント	答申内容の確認、 パブリックコメン トの回答確認、 使途、運用の 概要確認	市長へ 答申		
石垣市 宿泊税 ワーキング 部会		WG① 6/28		WG② 8/27		WG③ 10月				WG④ 1~2月	
	(1)宿泊税制度に 関する事項	-宿泊税の必要性 -これまでの意見 -制度設計の項目		-制度設計(案) ※方針等		パブリックコメント で提示する内容案 及び 宿泊税条例案					
	(2)宿泊税の使途に 関する事項	-使途:他地域の事例 -これまでの意見		-使途:条例の内容 -運用・ガバナンス				※具体的な事業に ついては次年度も 検討期間あり		次年度の取り組み について	
	(3)宿泊税の導入に 関する必要な事項	-Q&Aの構成 -導入に向けて現場 の声ヒアリング		-Q&A(素案)の提示		宿泊事業者説明会の 説明内容					
石垣市 観光文化課				導入地域視察 倶知安・ニセコ		宿泊事業者 説明会 開催				総務大臣協議	

石垣市観光審議会

2024年3月22日(金) 13:30-15:00

石垣市市役所 2階 大会議室

市長より宿泊税導入についての諮問

議題

- (1)宿泊税についての
市の考えと今後の取組報告
- (2)今後の予定について

説明資料

- 1 概要および石垣市の今年度の取組み
- 2 沖縄県の制度設計案・
ツーリズム産業団体連合会の意見
- 3 沖縄県内の市町村の
法定外目的税(宿泊税)導入に向けた動き
- 4 石垣市の今後のスケジュール案
- 5 市民アンケート速報の紹介
 - (1)市民を対象としたアンケート調査結果
 - (2)高校生を対象としたアンケート調査結果
- 6 参考資料(宿泊税導入地域)

■検討の視点、方法

- ✓ 同じ方向を向くために宿泊税については4つの話があり、それぞれの観点から話し合うべき。

- ①自主財源確保 ②使途 ③徴収のオペレーション
- ④オーバーツーリズムとして観光行動を
ある程度コントロールするものとしての税

- ✓ 観光に対してどういう行政支出があって財源はどう使うのか、積み上げ式の議論があってもいい。
- ✓ 観光税導入により年間数億円の税収が入ることになる(100%石垣市で使える財源)ので、石垣市が何に使うべきか、意思を持つことが大切。石垣市の観光がどこに向かっていくかの議論が必要。

■検討の進め方

- ✓ 観光は総合産業。皆で使い方を考えていきたい。
- ✓ 市民アンケート結果以外にも、観光客や市民、事業者の意見聞きながら検討。
- ✓ 各事業所の方々と話し合う機会をスケジュールに入れ込んでほしい。

■観光による恩恵

- ✓ 観光客が入ると活気がある。消費が増える。
- ✓ 150万人の観光客の皆様が食べて頂くことは非常にありがたく、観光客の恩恵は大きい。農業も発展する。観光客たくさん来てもらうための整備が必要。
- ✓ 水産物を観光客に食べて頂く以外に、遊漁船などマリニアクティビティなどの恩恵がある。
- ✓ 観光客に接することで、地元民でも知らないことを気づかされることもあるという点で観光のメリットは大きい。

3 令和5年度 石垣市観光審議会 議事概要 《3月22日》

■自主財源の必要性、用途

- ✓ お客様を受け入れる基礎となるベースと自然環境などを
守ること。
- ✓ 宿泊事業者は、八重山の自然や文化、伝統芸能を国内外
のお客様に伝える役割を担うために、人材の確保が重要。
- ✓ 外から働きに来る方の生活の確保。
- ✓ 自然体験ツアーのフィールドの保全。
- ✓ 観光地(ビーチやトイレ等)を充実するために財源は必要。

■宿泊税の徴収にあたっての懸念

- ✓ 宿泊事業者として沖縄県の宿泊税、石垣市の宿泊税、竹
富町の訪問税の3つの税について説明しないといけない
立場となる。竹富町の動向も踏まえながら議論していた
きたい。

■クルーズ船客(日帰り客)への対応

- ✓ クルーズ船に対して何か課税を導入すべき(入島した時
点で課税など)。
- ✓ 宿泊税以外の他の徴税手法も考えてほしい。

■適切なコントロール

- ✓ 適切な観光客のコントロールを考える点として、制限掛
けたいなら、額を高くしなければならない。一方で、今
後もたくさんの観光客に来ていただきたいと思うのであ
れば、用途の面でオーバーツーリズム対策(ゴミの処理
の分など)をしてもよいのでは。
- ✓ 財源がいくら必要かではなく、様々な手法で考えたとき
の適正な数値や手法が変わってくる。
- ✓ 行政ができるのは都市計画としてホテル開発の抑制。

■税率

- ✓ 観光客の支払意思などの調査の実施。
- ✓ いくつかの地域で実施した調査では、500円～600円支
払っても良いという結果が出てくる。1,000円～2,000円
は難しいが、数百円は許容範囲として出てくる。
- ✓ 一方で、税の導入では過重な負担は避けることとなっ
ている(最終的には総務大臣の同意が必要)。懲罰的な税の
設定はできない。
- ✓ 数百円程度では、現在の日本の水準では、行動変容が起
こるほどのものではない。飛行機などの価格の変動の方
がはるかに観光客の行動に与える影響は大きい。

4 宿泊税ワーキング部会設置の目的、スケジュール

設置の目的

- 観光振興に活用できる新たな財源確保へ向けて、石垣市が令和8年度から導入を予定している法定外目的税(宿泊税)の導入について、制度設計や用途等を検討するとともに、導入に向けた具体的な準備を進めることを目的に設置する。

検討事項

- (1) 宿泊税制度に関する事項
- (2) 宿泊税の用途に関する事項
- (3) 宿泊税の導入に関する必要な事項

部会員等

- 宿泊施設の経営に携わる部会員10名で構成
- 事務局は石垣市観光文化職員3名が担当

施設名		氏名
1	部会員 石垣島ビーチホテルサンシャイン	赤城陽子
2	部会員 ANAインターコンチネンタル 石垣リゾート	米盛載也
3	部会員 クラブメッド石垣島	井谷信吾
4	部会員 アートホテル石垣島	村松秀規
5	部会員 沖縄かりゆしリゾートエグゼス石垣	新本信敏
6	部会員 ホテルロイヤルマリンパレス石垣島	吉田貴紀
7	部会員 石垣島ホテルククル	中川和紀
8	部会員 石垣シーサイドホテル	高橋秀明
9	部会員 南の美ら花ホテルミヤヒラ	花城英幸
10	部会員 APAホテル石垣島	田村健次
11	事務局 石垣市企画部観光文化課	西銘基恭
12	事務局 石垣市企画部観光文化課	小池淳一
13	事務局 石垣市企画部観光文化課	半嶺安孝

石垣市宿泊税ワーキング部会

2024年6月28日(金) 15:00-17:00
石垣市民会館会議室

議題

(1) WG部会の目的、進め方

【第1部】

(2) 独自財源の必要性

(3) 宿泊税導入地域の事例

(4) 石垣市での宿泊税に関する議論・意見等
質疑応答

【第2部】

(5) 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

説明資料

1 WG部会設置の目的、進め方

2 宿泊税の必要性

3 宿泊税導入地域の事例

4 石垣市における宿泊税に関する議論、意見

5 Q&A作成に向けて

参1 第2次石垣市観光基本計画の概要

参2 石垣市の観光動態

参3 石垣市民アンケート調査結果（抜粋）

参4 沖縄県及び全国の宿泊税の動向

参5 宿泊税に係るQ&A一覧

－ 導入済み地域の文書より

結果概要－WGメンバーから出た質問等は以下の通り

- ・ 他の観光財源(入島税)ではなく、なぜ宿泊税なのか。
- ・ 徴収に掛かる業務負担も含めて、慎重に議論する必要がある。
- ・ 公平な負担。宿泊者だけではなくクルーズ船客からも徴収する方がよいのでは。
- ・ 石垣に来る方々は、石垣の美しさに魅力を感じて、来られている。今後の石垣観光を発展させていくためには、観光振興の独自の財源は必要である。
- ・ 観光は観光事業者だけでは成り立たない。観光が地元の人から信頼を受ける。そのための自主財源として観光財源は有用。
- ・ 特別徴収義務者が負担をするのであれば、予算の使い道に対しても宿泊事業者が考え、意見が言える立場をとれることが必要。

■宿泊税導入の背景、目的

- ✓ なぜ宿泊税なのかを、石垣市としても、沖縄県としても、明確にしていく必要はある。なぜ入島税ではなく、宿泊税なのか(観光財源のなかでも)。
- ✓ 説明の順番が大切。未来の石垣の観光をどうしていきたいか、そのために財源が必要で、宿泊税が必要。
- ✓ 宿泊税の導入の背景や目的を説明してもらいたい。
- ✓ 目的がないのに宿泊事業者が徴収の負担をするのはあり得ない。
 - 沖縄県が宿泊税を導入すると石垣市内でも徴収することになる。その税収は県税として県に納入されることになるが、石垣市でも宿泊税を導入しておくことで、市が独自に使える財源をつくることができる。
 - 沖縄県が導入してから後追いで市が導入することは難しい。

5 令和6年度宿泊税ワーキング部会 議事概要 《6月28日》

■自主財源の必要性

- ✓ 一般財源から観光振興のための予算を確保するのには限界がある。独自の財源は必ず必要。
- ✓ 石垣に来る方々は、石垣の美しさに魅力を感じて、来られている。今後の石垣観光を発展させていくためには、観光振興の独自の財源は必要だと感じている。
- ✓ 観光は観光事業者だけでは成り立たない。タクシー不足の中で住民を守っていく必要がある。観光が地元の人から信頼を受ける。そのための自主財源として観光振興財源は有用だと思う。

■公平な負担

- ✓ そもそも宿泊税が必要なのか。また導入するにしても、公平になるかたちを検討してもらいたい。
- ✓ クルーズ船は石垣市としては増やしていきたいとしているが、宿泊事業者としてはメリットを感じられない。クルーズ船料として徴収する方が良いと思う。
- ✓ 不動産運用物件、1棟貸しに対する制度も必要なのではないか。

■宿泊者数及び宿泊単価について

- ✓ 国際線を増やしてほしい。
- ✓ ホテルの建設に関しては抑えてほしい。ホテルの数は増えているが、宿泊者数は増えていない。
- ✓ 既存のホテルは、せっかく上がった単価が落ちていく状況にある。加えて、人手不足で客数を増やせない、という事態は怖い。
- ✓ クルーズ船の寄港数は増えていても、宿泊者数は増えていない。

■使途、運用・ガバナンス

- ✓ 歳入でどのようなことをやりたいのか。何のために、それに必要な予算はどれくらいで等といった考えのもと進めているのか。
- ✓ 自主財源が確保できたところで運用できるのかも疑問(パイヌ浜ビーチは全然運用されていない)。
- ✓ 今後も観光客に選ばれる地域になるためには、何が必要なのか。
- ✓ 特別徴収義務者が負担をするのであれば、その予算の使い道は、宿泊事業者で考えさせてもらいたい。
- ✓ 徴収する代わりに、宿泊事業者は使っていくところに対して意見が言える立場をとれることが必要。

■徴収オペレーション

- ✓ 宿泊施設としては宿泊者の数を必要としているが、一方で人手不足。
- ✓ フロントで徴収するにしても手間が掛かる。そうした業務負担に掛かる仕組みも含めて、導入するかどうか、慎重に議論する必要がある。
- ✓ 宿泊事業者の負担は大きい。そこに対しての報償等をつける等もある。石垣観光を伸ばしていくためにも、前向きに考えていきたい。

宿泊税導入地域の事例等

目次

- 0 事例紹介の目的 p.1
- 1 全国の宿泊税導入地域 pp.2-4
- 2 北海道倶知安町の事例 pp.5-9
- 3 福岡県福岡市の事例 pp.10-13

0 事例紹介の目的

- ✓ 石垣市での宿泊税導入を検討するにあたり、宿泊税を既に導入している地域の実例から、導入の経緯や制度設計、運用の実態等を把握する。

- ✓ 本資料で扱う事例は 2 件。

北海道倶知安町

- ・ 定率制を導入している国内唯一の地域

福岡県福岡市

- ・ 県税と市税を徴収
- ・ 福岡市：九州の玄関口（ゲートウェイ）

1 全国の宿泊税導入地域 pp.1-2

導入状況

- ✓ 宿泊税は宿泊行為に対してかける法定外目的税。
- ✓ 国内では2002年に東京都で導入されたのが最初。その後、大阪府(2017年)、京都市(2018年)、金沢市(2019年)などが導入し、全国各地で宿泊税導入を検討する議論が行われている。



- ✓ 近年では、1泊1人200円の定額制(宿泊料金によって段階設定するケースもある)が標準的であるが、2019年には倶知安町が初めて定率制(2%)を導入した。
- ✓ 2018年度には福岡県と福岡市がそれぞれ宿泊税の導入を表明。二重課税となることから、観光客への負担増大や徴収事務の混乱などを避けるための協議を開始し、2019年5月に合意が得られた。
- ✓ 2024年現在、国内各地で宿泊税の導入に向けた検討が進められている。

導入地域における宿泊税の使途に関する規定

	条例	使途に関する規定
東京都	東京都宿泊税条例	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
大阪府	大阪府宿泊税条例	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
京都市	京都市宿泊税条例	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
金沢市	金沢市宿泊税条例	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
倶知安町	倶知安町宿泊税条例	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
福岡県	福岡県宿泊税条例	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
福岡市	福岡市宿泊税条例 福岡市観光振興条例	以下、福岡市観光振興条例より 【観光産業の振興】観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策 【受入環境の整備】国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策観光資源の魅力の増進等 【MICEの振興】MICE(国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。)の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策 【持続可能な観光の振興】宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策
北九州市	北九州市宿泊税条例	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
長崎市	長崎市宿泊税条例	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
ニセコ町	ニセコ町宿泊税条例	ニセコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

導入地域における宿泊税の主な使途

	主な使途
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
大阪府	●観光客と地域住民相互の目線に立った受入環境整備の推進 ・旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化 ・大阪での滞在時間を快適に過ごすための取組み ・旅行者の安全・安心の確保 ●魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進 ・魅力溢れる観光資源づくり ・効果的な誘客促進
京都市	●住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進 ●入洛客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備 ●京都の魅力の国内外への情報発信の強化 ※そのほかにも、「京町家の保存・継承」、「道路の渋滞や公共交通機関の混雑対策」、「違法民泊の適正化」などについて、宿泊税を財源として取組を推進
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。 ●まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ●観光客の受入観光の充実 ●市民生活と調和した持続可能な観光の振興 ※新規または拡充するものに限る
倶知安町	観光客満足度の底上げと再び「倶知安」を訪れていただくため、本町が抱える課題の解決に使用。 ●リゾート地としての質の向上 →域内交通網の整備、ニセコ・羊蹄山の環境保全・安心・安全なリゾートの形成 ●リゾート地としての魅力の向上 →観光インフラの整備、新幹線を意識したまちづくり

	主な使途
福岡県	以下の観光振興施策に活用 (1) 県が主体的に行う施策 広域的な観点からの観光振興施策として次の事業を実施。 ・宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援 ・インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援 など (2) 市町村に対する施策（交付金事業） ・市町村が創意工夫を凝らして実施する観光振興施策への財政的支援（宿泊税を課す市町村を除く）（市町村の事業イメージ） 地域資源を活用した新たな観光資源開発、観光スポットの受入環境整備 など
福岡市	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てる。 「観光・MICE推進プログラム」に記載されている「九州のゲートウェイ都市機能強化」「大型MICE等集客拡大」「持続可能な観光振興」等に充てる。 (1) 九州のゲートウェイ都市機能強化 (2) 大型MICE等の集客拡大への対応 (3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進 (4) 宿泊税の賦課徴収に要する経費
北九州市	戦略① 都市イメージ戦略 戦略② 観光資源の発掘・磨き上げ 戦略③ セールスプロモーション 戦略④ 受け入れ態勢の整備 戦略⑤ MICE戦略（都市型集客） 戦略⑥ インバウンド戦略（海外からの誘客）
長崎市	宿泊税は、「訪問客への還元」を方針とし、「利便性」「満足度」「再訪意欲」の向上につながる事業に活用 使途の分類である「5つの柱」に基づき、1.→5.の順位で活用 1. サービス向上・消費拡大 2. 情報提供 3. 受入環境整備 4. 資源磨き 5. 緊急時の対応等

2 北海道倶知安町の事例 ― 観光振興の好循環サイクル pp.1-2

自治体の基本情報

- 人口：14,568人、面積：246.34km²（2023年版「倶知安の統計」）
- 年間観光入込客数：1,172千人、宿泊客数：252千人、宿泊述べ数675千。（2023年版「倶知安の統計」）
- 隣接するニセコ町、蘭越町の3町で観光デスティネーションとしてのニセコエリアを形成。インバウンドのスキー客に人気が高く、町内にあるニセコひらふ地区はニセコエリアのメインリゾートとして知られる。観光業、農業が主要産業。

宿泊税の基本情報

- 導入目的：**倶知安町が世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に充当すること
- 特徴：**市町村では全国で初の導入、唯一の定率

納税義務者	・ 旅館業法に定める旅館業を営む施設への宿泊者 ・ 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
課税標準	1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1人の宿泊料金 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1部屋の宿泊料金 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合：1棟の宿泊料金 ※ 宿泊料金は食事代、消費税、入湯税等を除く素泊まり料金
税率	100分の2（2パーセント） ※ 課税標準 × 2パーセント = 宿泊税
課税免除	①幼稚園、小学校、中学校、高校の修学旅行や研修旅行に参加する幼児、児童、生徒及び教員 ②倶知安町で職場体験又はインターンシップのために宿泊料金を支払って宿泊する中学生、高校生、専門学生及び大学生
徴収方法	特別徴収 ※ 宿泊施設の経営者が、宿泊者から税金を預かり、1ヶ月分をまとめて翌月末日までに倶知安町に申告して納める

宿泊税導入により 財源・計画・組織 が揃い観光振興の好循環サイクルがまわりはじめる。

- 宿泊税導入を見据え、既存の観光振興計画をバージョンアップする形でマスタープランを策定
 - 同時に観光協会をDMO化し、DMOがマスタープランを主導していく形へ
- ↓
- 民主道での、柔軟且つ実質、即時・即応的な観光振興が展開されるように

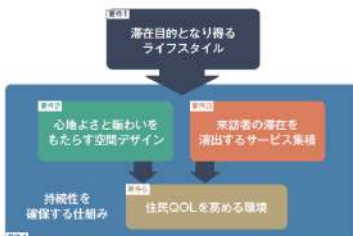


》はじめに

- 倶知安町は、高度経済成長期の頃よりスキー場・リフトの整備が進み、更に2000年代以降のインバウンド取り込みを経て、国際的な観光リゾート地域となってきた。
- 一方で、コンドミニアム投資の大型化やスプロール化の進行、施設の増加や観光客増加に伴う交通混雑等の問題が生じている。また、冬季とその他の季節では集客力に大きな差が存在し、過年度の雇用が難しくサービスオリティの低下等の課題もあり、通年型リゾートの達成が必要である。
- 本マスタープランは、上記課題を踏まえ、観光地として目指すべき将来像を示すとともに、それを実現するために必要な方策を「国際競争力を持つリゾートの要件」として整理されている5つの要件に照らして、整理した。

5つの要件

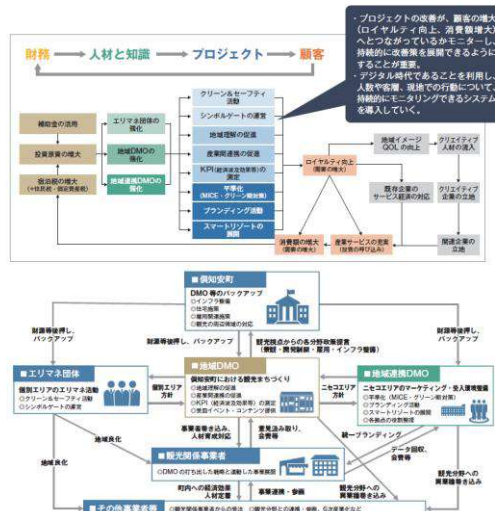
1. 滞在目的となり得るライフスタイル
2. 心地よさと賑わいをもたらす空間デザイン
3. 来訪者の滞在を演出するサービス集積
4. 持続性を確保する仕組み
5. 住民のQOLを高める環境



出典：世界が訪れたい観光地づくりに向けた意匠化計画策定事業（経済産業省 2018）

》役割分担、ロードマップ

- 観光振興により、地域で得られる税などを元に、DMOやエリアマネジメント団体といった観光関連団体の強化を行い、民間からの投資や人材の流入につなげていき、観光を軸とした持続的な地域発展の仕組みを構築する。
- これらの仕組みについて、各要素を代表性をもって代替出来、かつ、定期的に計測できるような事項を見つけ、KPIを設定する。



参考

使途の内容（2024年度予算額）

施策	個別施策	主な事業内容	事業費	
			事業費	うち宿泊税
リゾート地としての質の向上	ニセコ・羊蹄山の環境保全	○ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会負担金（なだれ・山岳事故防止対策事業）	4,066	3,700
	安心・安全なリゾートの形成	○ニセコひらふ安全センター事業（臨時交番の運営）	2,234	2,000
リゾートタウンとしての魅力の向上	“観光インフラ”の整備	○地域DMO支援事業 ・人件費（地域DMO事務担当者人件費） ・事務費（事務経費、計画管理経費） ・案内費（案内所運営等） ・DMO実施事業（着地型連携事業、サスティナブル事業、サマーコンテンツ事業、MICE事業、戦略的広報プロモーション事業、エデュケーション事業、維持管理業務、夏季二次交通広域化エンターテイメントおよび夏のナイト号運行事業、冬季二次交通事業、観光DX事業）	196,179 (219,378)	159,802
		○ニセコエリア観光客受入体制整備事業	8,369 (15,900)	7,700
		○観光パンフレット作成事業	929	800
		○ひらふ坂案内マップ更新	100	100
		○ひらふスキー場第1駐車場安全管理事業	10,681	9,800
		○ひらふ地域防犯カメラ等設置補助金	550	500
		○ニセコHANAZONOリゾート連絡交通補助金	15,240	14,000
		○ひらふ地区ロードヒーティング事業	25,418	25,418
		○路線バスキャッシュレス決済機導入事業	7,085	6,500
	持続可能な観光地づくり	○町民向けタクシー確保事業	8,190	3,800
		○タクシー不足解決に向けたニセコモデル実証事業	7,844	7,200
		○ニセコひらふリアマネジメント交付金	5,770	5,300
		税の啓発徴収に係る経費等	○宿泊税徴収事務事業	880
		○宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	12,500	12,500
合計			306,035	260,000

地域住民を意識した使途とその見える化によって、地域側からの理解を醸成

使途の一例

例) スキー客用駐車場の整備と利用ルールづくり

冬場のスキー客が多く利用するひらふ第一駐車場において、バスの種類別に分けて番号表示したサインを立てる作業をDMO主体で行い、駐車ルールも明確にしました。



例) 夏の「オフ」期にオープントップバスを運行

夏のオフ期の需要喚起策として、乗り降り自由なオープントップバス「スカイバスニセコ」を運行しています。

スカイバスニセコ 本事業の狙い

- 1. ニセコエリアの連携の見える化
(二次交通の広域化)
- 2. 観光に対する住民理解の促進
(二次交通のエンタメ化)
- 3. 地域資源の振興と持続的発展の推進
(グリーンシーズンの起爆剤)

地域で稼ぐDMO・地域と共に稼ぐDMOの具現化を目指す！

A red double-decker bus, the 'Sky Bus Niseko', is shown driving on a road. The bus has 'SKY BUS NISEKO' written on its side.

例) 住民割引でリゾートに暮らす恩恵を体感してもらう

「スカイバスニセコ」の通常乗車券の住民割引を設定。住民にリゾートに暮らす恩恵を体感してもらうことが目的です。

スカイバスニセコ

A map of the Niseko area showing the routes of the 'Sky Bus Niseko'. The map includes various locations such as Niseko Village, Niseko Village, and Niseko Village. The bus routes are marked with red lines and arrows.

チケット券種

チケットのローカルディスカウント
住民割引

通常乗車券(3回券)
大人1,500円 小人750円
→町民
大人1,000円 小人500円!



ひらふ地区で導入されている
ロードヒーティングの様子

地域住民を意識した使途とその見える化によって、地域側からの理解を醸成

使途の見える化

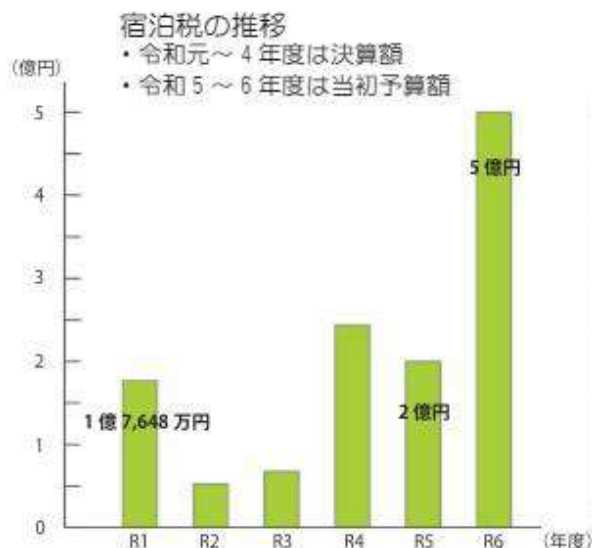
- 広報くっちゃん（令和6年4月）における宿泊税の特集

客足戻り宿泊税が大幅増 観光振興施策の財源に

町は、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、令和元年11月1日より法定外目的税の「宿泊税」を導入しています。

近年は、コロナの影響を受けていますが、今年度は5億円の収入を見込んでいます。

宿泊税は、以下の事業などに充てられ、持続可能な観光地づくりに活用されています。



宿泊税を財源とした事業例

事業費	うち充当額
地域 DMO 支援事業 (地域 DMO：倶知安観光協会)	1億9,617万円 1億5,980万円
ひらふ地区ロードヒーティング事業	2,541万円 2,541万円
ニセコ HANAZONO リゾート 連絡交通補助金	1,524万円 1,400万円
町民向けタクシー確保事業	819万円 380万円
タクシー不足解決に向けたニセコ モデル実証事業	784万円 720万円
路線バスキャッシュレス決済機 導入事業	708万円 650万円
ニセコひらふエリアマネジメント 交付金	577万円 530万円

※千円未満切り捨て

3 福岡県福岡市の事例

九州のゲートウェイとしての宿泊税 pp.1-2

自治体の基本情報

- 人口：1,612千人,面積：343.47km2（「Fukuoka Facts」）
- 年間観光入込客数：18,600千人、宿泊述べ数（推計）10,990千人。（福岡市の観光・MICE2024年版）
- 九州の政治、経済、文化、ファッションの中心。「アジアとの玄関口」として国際便が数多く就航。産業の約9割が第3次産業。

宿泊税の基本情報

- 導入目的：**福岡市観光振興条例に基づいた施策の展開（「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「MICE都市としてのプレゼンス向上」及び「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」等）
- 特徴：**県と市での二重徴収（全国初事例）

納税義務者	(福岡県) 福岡県内に所在する次の事業に係る施設への宿泊者 - 旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業・簡易宿所営業） - 国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊） - 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（新法民泊）		
	(福岡市) 福岡市内に所在する旅館業法（下宿営業は除く）または住宅宿泊事業法に係る宿泊施設に宿泊する宿泊者		

宿泊施設の所在地			税率		
			県税率	市税率	合計（納める額）
福岡県(北九州市・福岡市以外)			200円	-	200円
北九州市			50円	150円	200円
福岡市	宿泊料金	2万円以上	50円	450円	500円
		2万円未満	50円	150円	200円

※市町村が宿泊税を新たに課す場合、県税の税率は、宿泊者1人1泊につき100円となる。

福岡「市」の税収ではあるが九州のゲートウェイ機能の強化が使途の内訳のトップを占める。
福岡空港からのアクセスの良さや国際線の就航数の多さ等を背景に九州の国内・海外の玄関口としての徳著を持つ

②使途	2022年度		(単位：千円)
	事業費	うち宿泊税	
(1)九州のゲートウェイ都市機能強化	903,501	881,469	国内を代表するMICE拠点の形成 デジタルサイネージを活用した情報発信の強化 観光案内機能の強化事業 FukuokaCityWi-Fiの拡充(地下鉄駅等)◆ 九州広域連携誘客事業 修学旅行・バスツアー等による周遊観光の推進
(2)大型MICE等の集客拡大への対応	321,684	294,707	ポストコロナMICE誘致強化事業 国際スポーツ大会にあわせた受入環境の充実 災害時の観光客対応強化事業 博多旧市街プロジェクト 生の松原元寇防塁集客促進事業 魅力あるナイトコンテンツの創出 文化財を活用した魅力ある観光資源の創出事業 博物館リニューアル推進事業 文化観光推進事業
(3)地域や市民生活と調和した 持続可能な観光振興の推進	382,681	172,282	宿泊事業者受入環境充実の支援 海辺を活かした観光振興事業 海辺を活かした観光振興に向けた道づくり◆ 海づり公園を活用した北崎地区活性化事業◆ 持続可能な観光振興の検討 公衆トイレ環境の向上◆ 観光客等の移動円滑化施策の推進◆
(4)宿泊税の賦課徴収に要する経費	72,731	32,575	
合計	1,680,596	1,381,032	

※各項目で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合がある。
 ※◆印は、経済文化観光局以外が所管(または一部所管)する事業を示す。
 ※一部の事業については、翌年度に繰越しを行っている。(繰越事業費: 230,697千円 うち充当額: 109,073千円)
 出所)福岡県宿泊税検討委員会 報告書(2023年9月)より(公財)日本交通公社作成

特別徴収義務者と宿泊者のコミュニケーションの円滑化のため広報ツールを制作・公開

- 宿泊者向け説明資料、ポスター、リーフレット、ステッカー、POP、バナー等を制作
- 英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ベトナム語、アラビア語及びネパール語の11言語に対応

■ 宿泊税リーフレット(日本語・英語・韓国語・中国語(簡体字・繁体字))

[illegible]

出典:福岡市ウェブサイト「宿泊税の広報について」

使途の見える化による観光客・特別徴収義務者・観光関連事業者からの理解獲得

- ・ 宿泊税の使途をWebサイトに掲載するとともに、全ての特別徴収義務者に郵送。



福岡市
FUKUOKA CITY



FUKUOKA NEXT

令和4年度に宿泊税を活用した事業のご報告

福岡市内に宿泊された皆様の宿泊税を、九州のゲートウェイ都市としての機能や観光の魅力をさらに高めるために活用させていただきましたので、ご報告いたします。

「また福岡市にきたい」と思っていただけるよう、今後も観光・MICE振興に取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。



博多旧市街フェスティバル



北崎地区の無電柱化された道路



観光プロモーション動画



博多駅筑紫口エレベーター

※本資料はホームページ上でもご覧いただけます。
URL : https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou-s/life/syuku_shite.html

国内を代表するMICE拠点の形成《経済観光文化局》
コンベンションゾーンの利便性向上や賑わい創出のため、マリンメッセ福岡周辺における歩行者用上屋の整備やフラワーベンチの設置等を行いました。



歩行者用上屋の設置



フラワーベンチの設置

ポストコロナMICE誘致強化事業《経済観光文化局》
パルセロナやパンコクなどで開催された国際見本市や商談会等に参加し、国際的なMICEの誘致に向けて、営業活動を行いました。



貸切バスへの支援



専用サイトによる情報発信

修学旅行・バスツアー等による周辺観光の推進《経済観光文化局》
福岡市を中心とした都市圏の周辺観光を推進するため、市内に宿泊する修学旅行・バスツアーへの貸切バス代の支援や、都市圏を周遊するモデルコースの情報発信等を行いました。



福岡空港国際線

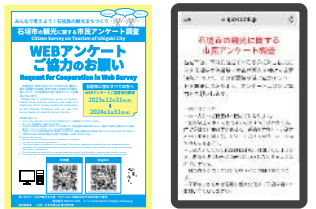


博多港国際ターミナル

令和4年度の宿泊税収入	1,914,701千円
令和4年度に宿泊税を活用して実施した事業	※金額は事業費
令和4年度決算額：1,680,596千円（うち宿泊税充当額：1,381,032千円）	
※宿泊税収入と充当額の差額は翌年度以降に実施する事業（経費事業含む）に活用します。	
（1）九州のゲートウェイ都市機能強化	903,501千円
国内を代表するMICE拠点の形成	763,961千円
デジタルサイネージを活用した情報発信の強化	27,962千円
観光案内機能の強化事業	13,845千円
Fukuoka City Wi-Fiの拡充（地下鉄駅等）	27,812千円
九州広域連携誘客事業	12,172千円
修学旅行・バスツアー等による周辺観光の推進	57,748千円
（2）大型MICE等の集客拡大への対応	321,684千円
ポストコロナMICE誘致強化事業	25,982千円
国際スポーツ大会にあわせた受入環境の充実	17,401千円
災害時の観光客対応強化事業	2,611千円
博多旧市街プロジェクト	35,173千円
生の松原元寇防塁集客促進事業	82,783千円
魅力あるナイトコンテンツの創出	65,053千円
文化財を活用した魅力ある観光資源の創出事業	54,450千円
博物館リニューアル推進事業	34,154千円
文化観光推進事業	4,078千円
（3）地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進	382,681千円
宿泊事業者受入環境充実の支援	12,117千円
海辺を活かした観光振興事業	36,410千円
海辺を活かした観光振興に向けた道づくり	260,318千円（※）
海づり公園を活用した北崎地区活性化事業	10,862千円（※）
持続可能な観光振興の検討	24,995千円
公衆トイレ環境の向上	2,082千円
観光客等の移動円滑化施策の推進	35,896千円
（4）宿泊税の課税徴収に要する経費	72,731千円
・（※）の事業は翌年度に繰越しを行いました。	
・各項目で千円未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。	

- 宿泊税の導入について、2023年度以降に石垣市観光文化課が実施した下記において挙げられた意見や説明等を集約整理した上で、石垣市としての宿泊税に関する考え、方針を整理する。

ア 現状調査 (アンケート及びヒアリング)



- 観光客にも観光税などの金銭的負担を求める必要があるか
- 宿泊税を充当して実施していくべきと思う事業及びその具体的なイメージ

イ 宿泊事業者勉強会 1/17



- 趣旨説明
- 講義「観光地域づくりに関わる財源概論」

前日1/16の市長表敬訪問を含む

ウ 観光の未来を考える日 2/22



- 講演3 自主財源論
- パネルディスカッション「観光財源と持続力を担保する財源使途及びガバナンス」

エ 観光審議会 3/22



- 宿泊税についての市の考えと今後の取組報告
- 今後の予定について

オ ワーキング部会 6/28



- 独自財源の必要性
- 宿泊税導入地域の事例
- 石垣市での宿泊税に関する議論・意見等
- 特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

審議会、WG部会

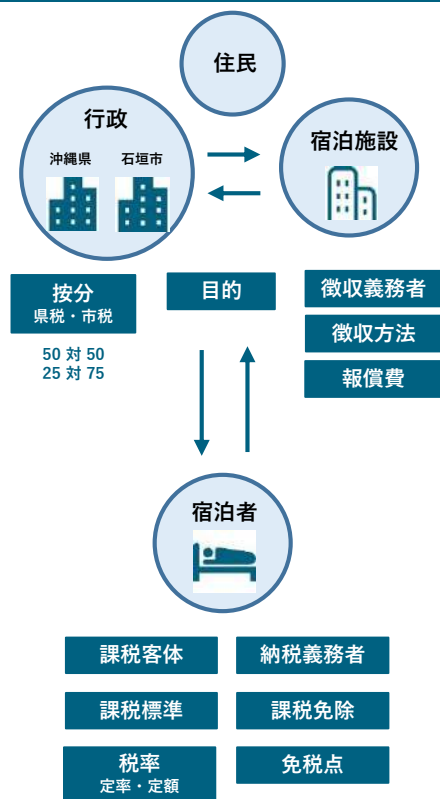
石垣市における宿泊税に関する
これまでの議論、意見等を集約

資料提示、議論

石垣市としての宿泊税に関する制度設計（案）をとりまとめ

石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

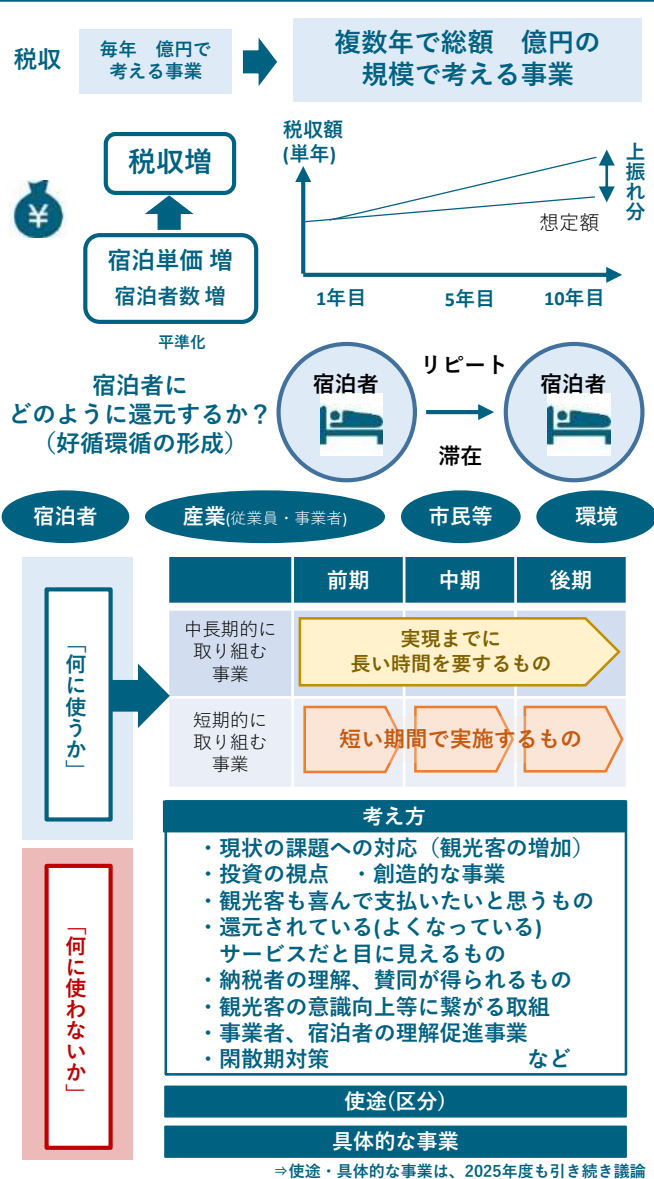
制度設計・過程



ガバナンス、広報・情報公開

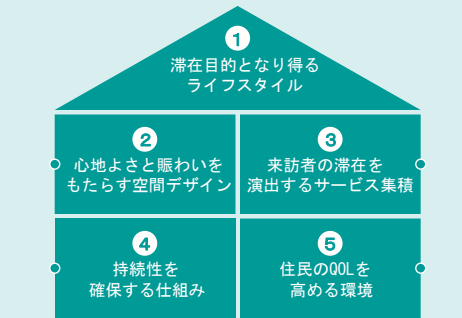
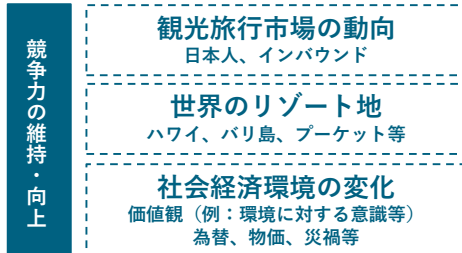


使途



ビジョン

滞在目的となり得る
ライフスタイルのある地域

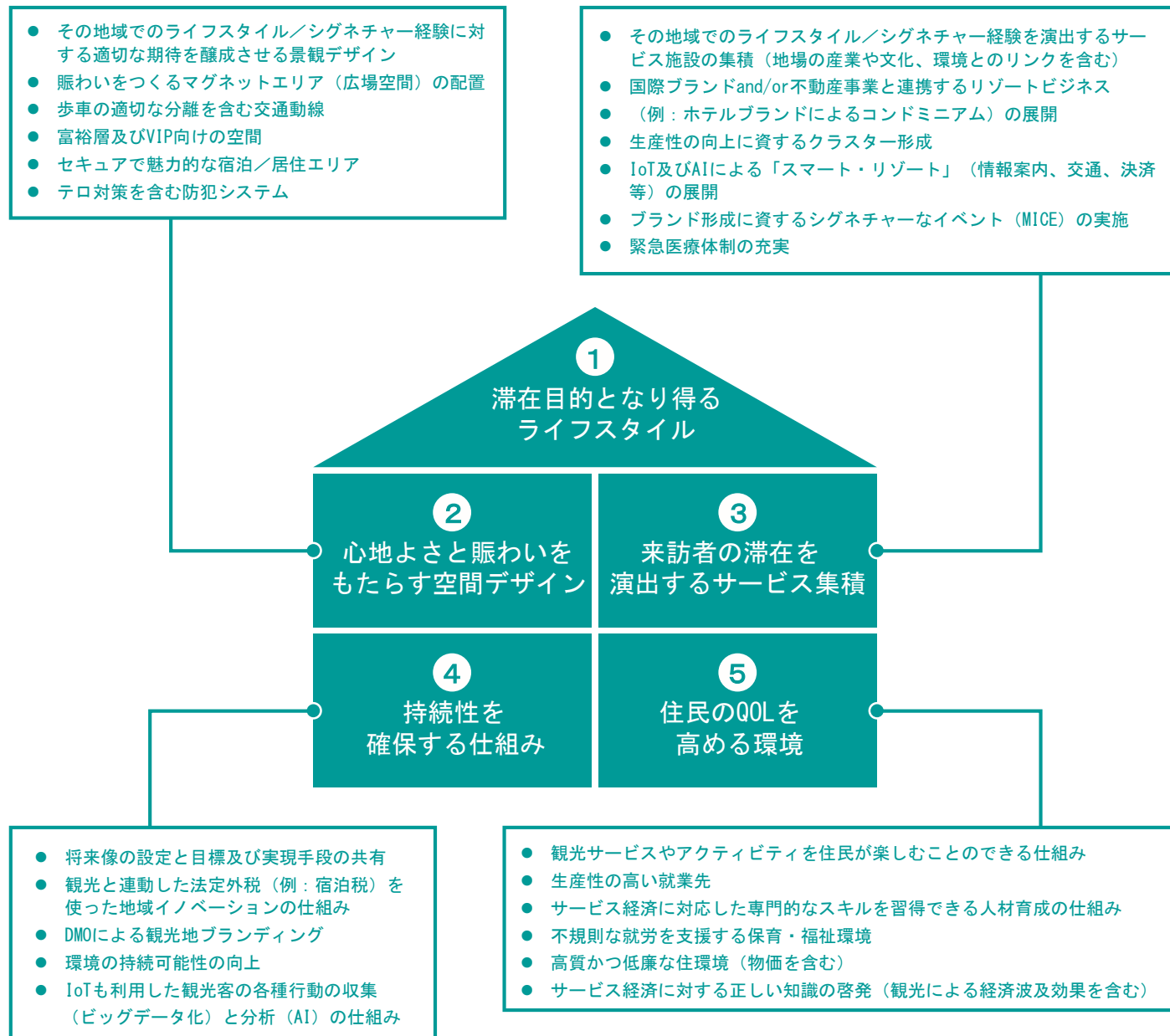


マスタープラン・戦略

観光の意義、観光の量と質、自主財源の確保等



石垣市における宿泊税に関する議論、意見等



石垣市における宿泊税に関する議論、意見等



ビジョン

滞在目的となり得る
ライフスタイルのある地域



住民

石垣島

八重山

憧れ・共感

貢献・共創

住民の暮らしと観光の接点、相互交流

宿泊者



観光旅行市場の動向

日本人、インバウンド

世界のリゾート地

ハワイ、バリ島、プーケット等

社会経済環境の変化

価値観（例：環境に対する意識等）
為替、物価、災害等

競争力の維持・向上

①
滞在目的となり得る
ライフスタイル

②
心地よさと賑わいを
もたらす空間デザイン

③
来訪者の滞在を
演出するサービス集積

④
持続性を
確保する仕組み

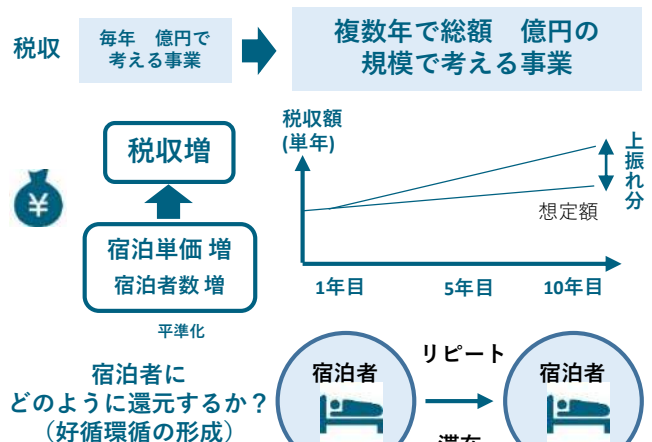
⑤
住民のQOLを
高める環境

❖ 宿泊税導入にあたって

- ✓ 「指針」をまず制定すべき(ア)
- ✓ 宿泊税は観光の在り方を転換する施策(ウ)
- ✓ 何のために使うのか、払う人は誰か、受益者は誰かをしっかり考えるべき(ウ)
- ✓ 納税者に対して、目的、ビジョンを明示した上で収めてもらうことが重要(ア)(ウ)
- ✓ 石垣市の観光がどこに向かっていくか、税を何に使うべきか、意思を持つことが大切(エ)：
 - 年間数億円単位の税収の全てを石垣市として使える状況
 - 税導入はスタートライン、導入5年後にどうなっているのか
 - 導入地域での人の問題と実行力に掛かる
- ✓ 宿泊税を導入するとした時に、意味のある使い方にしていく。5年後、10年後も含めて、これがあるからこそ石垣市の観光は強くなるんだと思えるような仕組みを作っていくところに議論を集中していただければと思う。(ウ)
- ✓ 石垣市には、世界が憧れるようなライフスタイルがある地域を目指してほしい(ウ)：
 - 石垣市は、既に強い競争力を持っている
 - ここに観光振興に使える財源を確保して投資していくことによって、更に強い競争力を持つことができるはず
- ✓ 住民のライフスタイルそのものが観光資源
住民の暮らしと観光の接点・接続を持たせていき、磨き上げていくことがポイント(ウ)
- ✓ 八重山諸島の宿泊拠点(ア)(ウ)：
 - 八重山の競争力向上、八重山諸島の訪問者の満足度向上
- ✓ 宿泊税を導入しようと決めて動いていく時には、どのようなところにお金を使って投資をしていけば、石垣の観光が強くなるか。マーケットは変化し、目の肥えた人たちばかりになる。(ウ)
- ✓ これから先のライバルは、プーケット、バリ島、ハワイ
潤沢のファイナンスを駆使して観光振興をしている国々と
これから戦っていかない中で、石垣市が10年後も競争力を維持できるかどうか(ウ)
- ✓ 使途をマスタープランにまとめて計画を展開していく。そのレベルで推進する自治体と、単に宿泊税を取って終わってしまう自治体との間で、これから差が出てくるものと思われる。(ウ)

石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

使途



宿泊者 産業(従業員・事業者) 市民等 環境

「何に使うか」

「何に使わないか」

	前期	中期	後期
中長期的に取り組む事業	実現までに長い時間を要するもの		
短期的に取り組む事業	短い期間で実施するもの		

考え方

- ・現状の課題への対応(観光客の増加)
- ・投資の視点・創造的な事業
- ・観光客も喜んで支払いたいと思うもの
- ・還元されている(よくなっている)サービスだと目に見えるもの
- ・納税者の理解、賛同が得られるもの
- ・観光客の意識向上等に繋がる取組
- ・事業者、宿泊者の理解促進事業
- ・閑散期対策 など

使途(区分)

具体的な事業

⇒使途・具体的な事業は、2025年度も引き続き議論



マスタープラン・戦略

観光の意義、観光の量と質、自主財源の確保等



❖観光による恩恵

- ✓ 観光客が入ると活気がある。消費が増える。(エ)
- ✓ 観光客の農産物の消費による農業への恩恵は大きい。農業も発展する。(エ)
- ✓ 水産物を観光客に食べて頂く以外に、遊漁船などマリンアクティビティなどの恩恵がある。(エ)
- ✓ 観光客に接することで、地元民でも知らないことを気づかされる。(エ)

❖自主財源の必要性

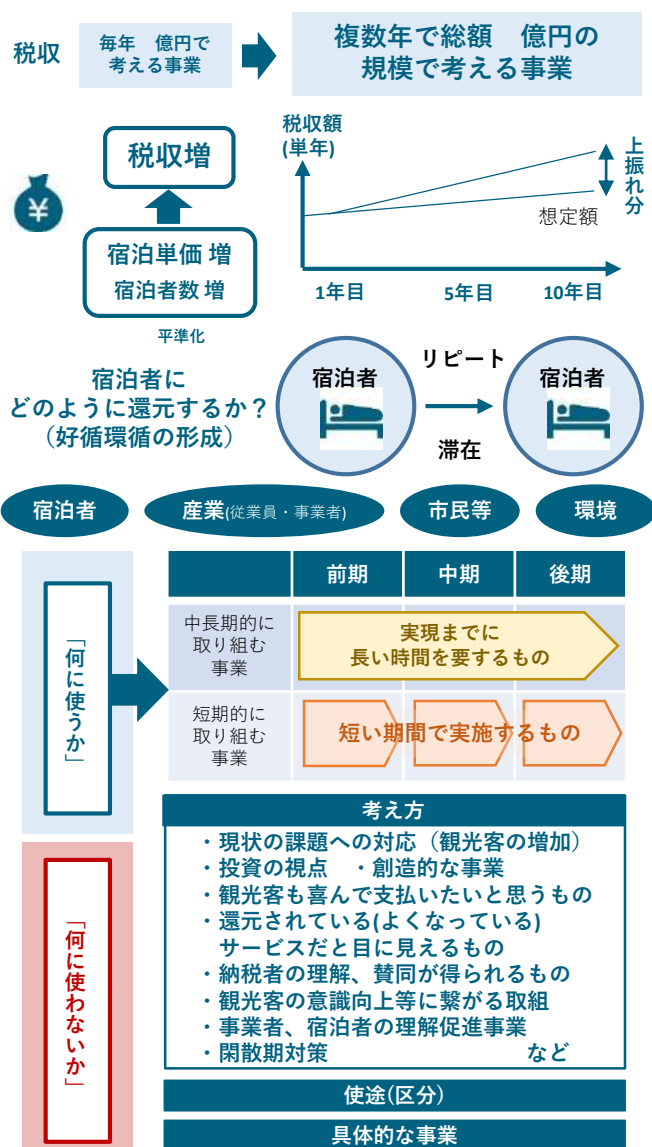
- ✓ 一般財源から観光振興のための予算を確保するのには限界がある。独自の財源は必ず必要。(オ)
- ✓ 石垣に来る方々は、石垣の美しさに魅力を感じて、来られている。今後の石垣観光を発展させていくためには、観光振興の独自の財源は必要だと感じている。(オ)
- ✓ 観光は観光事業者だけでは成り立たない。タクシー不足の中で住民を守っていく必要がある。観光が地元の人から信頼を受ける。そのための自主財源として観光振興財源は有用だと思う。(オ)

❖宿泊税検討の観点

- ✓ 同じ方向を向くために宿泊税については4つの話があり、それぞれの観点から話し合うべき。
 - ①自主財源確保
 - ②使途
 - ③徴収のオペレーション
 - ④オーバーツーリズムとして観光行動をある程度コントロールするものとしての税

石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

使途



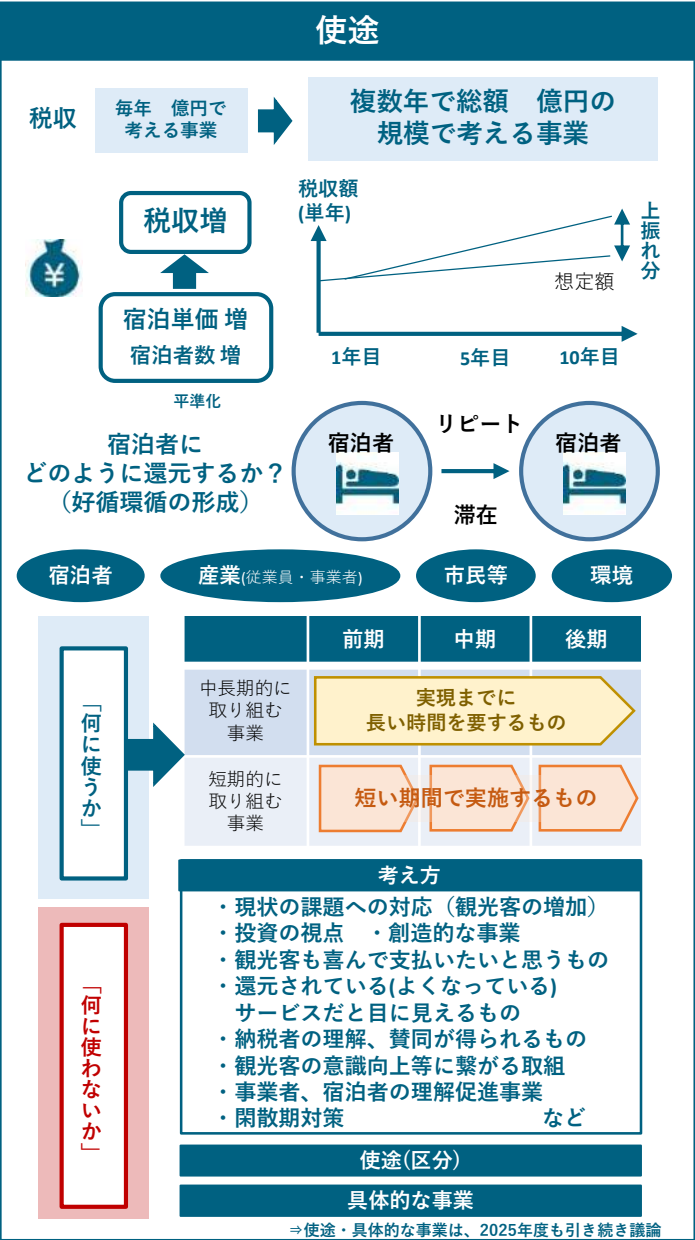
❖使途検討の視点、方針

- ✓ 現状の課題への対応もあるが、投資という視点(ウ)
- ✓ 創造的な事業に取り組むことが必要(ア):
 - 今までの事業のあり方が変わるという意味でチャンスであり期待がある
 - これまでは新規チャレンジのために事業効率化し財源捻出、「その中で何ができるか」であった
- ✓ 石垣市としての観光都市づくりに資するものに充当(ア)
- ✓ 見えないものより観光客から見えるものに使用するべき(ア):ゴミ箱、トイレ整備など
- ✓ 税を払っていることで、還元されている(よくなっている)サービスだと目に見えるもの(ア)
- ✓ 払うのは観光客、観光客に還元する施策が望ましい(ア)
- ✓ 観光客も喜んで支払いたいと思う事をしてほしい。(ア)(ウ)
- ✓ 宿泊者自身が八重山の観光地域づくりに貢献していると思っていただけるような仕組みと体制が重要(ウ)
- ✓ 負担する観光客の理解、賛同が得られる事が不可欠。(ア)
- ✓ 宿泊税は何に使うためのものか明確にし、実際に支払う観光客が理解し賛同できなければ双方メリットなし。(ア)
- ✓ 宿泊税を取ることによって観光客の意識向上等に繋がる取組が必要。(ア)
- ✓ 今後も石垣を訪れたいように環境整備する必要がある。(ア)
- ✓ 観光客受け入れに関するサービス業、接客、リピーター増加に繋がるものに充ててもらいたい。(ア)
- ✓ 税収の全てを事業に充当するのではなく、特別徴収義務者である宿泊事業者、そして納税者である宿泊者に宿泊税について理解してもらうところなどに、しっかりお金を充てていく必要があるのではないか。(イ)
- ✓ 中長期的に効果が出る施策だけではなく、短期的に効果が見えやすい施策(ウ)
- ✓ すぐに取り組めるものとして閑散期対策(ウ): シーズンに左右されないもの[芸能等]
- ✓ 観光振興施策の財源は市税と観光財源の2本柱で行うべきだと考えている。観光にかかわる施策のなかにも本来の行政施策で行うべき性質のものもある。そうした施策は市税を用いながら、+ α での観光振興を観光財源で推進していく形(ウ)

❖充当する事業の優先順位

- ✓ ハードよりソフト面を拡充すべき(ア):ハード面を強化してもそれを活用するソフト面(基礎知識や理解、技術などのリテラシー面)が向上しなければ点と点が結び付かず、結果的に効果が薄まる
- ✓ 最も効果のある事業に、資源を集中(ア):様々な取り組みに散財しても効果は出ない

石垣市における宿泊税に関する議論、意見等



❖ 充当する事業

- ✓ 必要最低限に留める(ア)
- ✓ 新規事業ではなく、今ある環境や施設の保全・整備へ充当(ア)
- ✓ 観光客の増加により、これまで必要としなかった施設整備や安全・災害時対策等(ア)
- ✓ やるなら島の子供たちに宿泊税を充てたほうがよい。なんのための観光なのか。(ア)
- ✓ 「やるべきことの宝さがし」が必要(ア)

❖ 用途検討方法にあたって

- ✓ 観光客や市民、事業者の意見を踏まえながら検討(ウ)(エ):
既存アンケート調査結果プラスアルファで検討
- ✓ 積み上げ式の議論が必要(エ):観光に係る行政支出、財源の用途

❖ 用途区分

- ✓ 観光地の整備、環境保全、教育、文化振興(ア)
- ✓ お客様を受け入れる基礎となるベースと自然環境などを守ること(オ)

	沖縄県(2024年5月)	OCVB(2023年10月)
想定される 税収用途	(1)観光旅客の受入れの体制の充実強化 (2)観光地における環境及び良好な景観の保全 (3)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (4)地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進	①県民・観光客双方にとって安全・安心な満足度の高い受入環境の整備・充実 ②県民理解の促進と調和による持続可能な観光地づくり ③魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり ④観光危機への対応

❖ 充当する事業

⇒次スライドに整理

❖ 充当すべきでない事業

- ✓ 観光事業者の為の支出(ア)
- ✓ そもそも行政が本来すべき住民や事業者へのサービス(ア)
- ✓ 宿泊を伴わないクルーズ客や市民住民に対するサービス(ア)

❖ 充当する事業の範囲

- ✓ 宿泊事業者を中核にした観光業全体への取り組みに充当(ア)
- ✓ 観光振興に限定(ア):離島のキャパシティに見合わない人数の増加によりインフラ(上下水道の整備)が追いついてない

石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

具体的な事業

- ✓ 自然環境の保全(ア)(エ):保全・維持管理[動植物等]、海岸清掃[ゴミ回収]
- ✓ 歴史・文化の保全(ア):伝統工芸や芸能の保全、
教育の場・施設の整備[博物館、史跡等]、解説板・音声ガイド[多言語]
- ✓ 観光施設の新規整備、維持管理(ア)(エ):
トイレ・シャワー等の整備[前者:利用拠点集落、利用拠点間等]
恒久的な修繕、まめな清掃
駐車場の整備拡充[平久保灯台、川平、市街地、離島ターミナル、空港等]
- ✓ インフラ整備(ア):
道路・歩道、標識等の整備、維持管理[横断歩道やセンターラインや街灯、
信号機の設置、ビーチへ向かうインフラ等]
下水処理施設の整備[悪臭対策]
離島ターミナル周辺の面的整備[マリンタウン・ウォーターフロント[美崎町]]
平久保半島エコロードの整備
港湾、空港等のインフラ整備
- ✓ ユニバーサルデザイン、バリアフリーの実現(ア)
- ✓ 人材の確保(ア)(エ):
八重山の自然や文化、伝統芸能を伝える人材
専用人材を外部から導入するための諸経費
多言語でコミュニケーションできる人材
データ分析ができる人材
市外から働きに来る人材の生活環境の確保[家賃補助]
労働者確保の観点からも最低賃金の引上げ
- ✓ 人材の育成(ア):観光産業に係る専門的知識向上、観光専門学校等の運営、接客業関連職の教育、個人の多機能性、リスクリング等の人材移動
- ✓ 観光業従事者への取組(ア):主に負担を負っているのは経営者ではなく前線で働く従業員
- ✓ 市民向けの取組(ア):市民向け駐車場整備[観光客の駐車で住民利用できず]
- ✓ 安全対策の強化(ア):ビーチ等
- ✓ 観光客用の災害対応(ア):備蓄や一時避難の受け入れ

(ア)アンケート調査

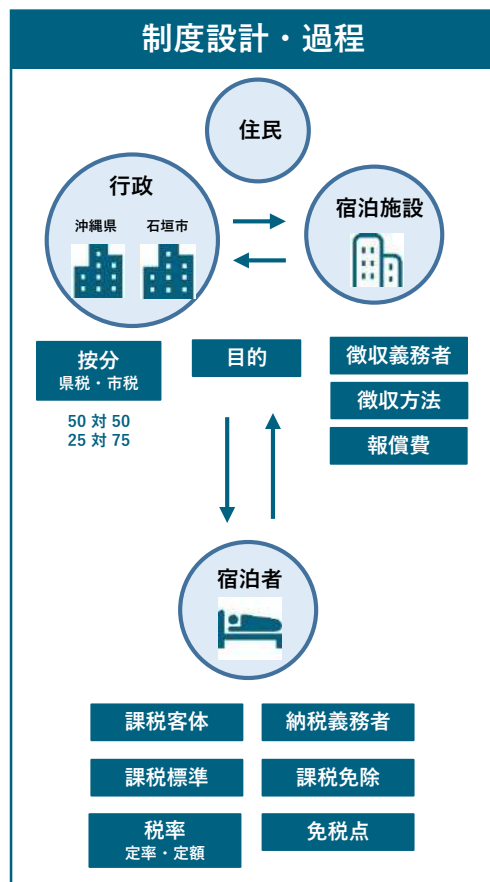
宿泊税を充当して実施していくべきと思うもの(3つまで)

- | | | |
|-----|-------|----------------------|
| 1位 | 38.8% | 自然、歴史・文化等の調査、保全、継承活動 |
| 2位 | 34.1% | オーバーツーリズム対策 |
| 3位 | 32.3% | 観光地等の公衆トイレの整備 |
| 4位 | 28.0% | 二次交通充実のための支援 |
| 5位 | 27.8% | ビーチの整備 |
| ... | | |

自由回答より

- [自然環境の保全]
- [歴史・文化の保全]
- [公共施設・公共空間の整備、維持管理]
- [道路・歩道、標識等の整備、維持管理]
- [駐車場の整備]
- [港湾エリアの整備]
- [景観形成]
- [交通の充実]
- [ゴミポイ捨て及び処理]
- [下水道整備、悪臭対策]
- [観光人材の確保、育成]
- [体験ツアー・イベント・新たなコンテンツの開発]
- [登山道や新たなインフラ整備]
- [赤ちゃんや子ども連れを対象とした事業]
- [宿泊業、飲食業の高質化、創業支援]
- [特産品の開発]
- [施設整備]
- [仕組み・滞在システム]
- [観光案内・情報発信、多言語対応]
- [AI、IT活用等]
- [地元民への還元]
- [閑散期対策]
- [雨天時対策、屋内施設整備]
- [台風、災害時の対応]
- [治安維持]
- [ルール、マナー、モラル]
- [事業の許可制、登録制]

石垣市における宿泊税に関する議論、意見等



◆納税義務者

- ✓ 一律徴収ではなくお盆や法事などで帰省する地元由来の方には免除

◆特別徴収義務者

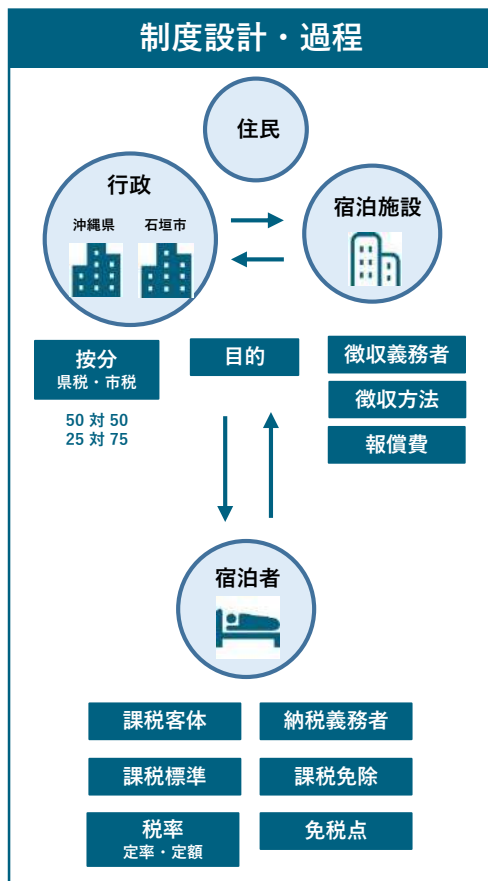
- ✓ 定金額以上の宿泊に対して税を取るなど(ア)
- ✓ 小さい業者の負担が増えてしまう(ア)
- ✓ 民泊なども必ず対象にする。(ア)
- ✓ 石垣市内に本社を置く企業からは宿泊税を取らない上に優遇(ア)

◆税率

- ✓ 公平に負担という観点では税額は定率(ア)
- ✓ 定額ではなく、定率での宿泊税の導入(ア)
- ✓ 東京都と同じように、例えば15,000円の宿泊料に区別。それ以下1,000円以上で2,000円など。(ア)
- ✓ 福岡県のように単価を決めて支払う。(ア)
- ✓ 税率に関しては、実は議論の余地がないのが実態である。現在は200円か2%となっている。(ウ)
- ✓ 総務大臣は同意の要件の一つに「過重な負担になってないか」ということのチェックがある。納税者の方たちがそれを税金として負担を感じないかということと言われる。(ウ)
- ✓ 過重な負担とならないかがポイント。観光客側に1,000円ほど支払い意思があっても、徴収する税額としてその金額を設定できるかは別。(ウ)
- ✓ 定額性の場合、人数が増えないと税収が増えない。人数と税種が連動しているので、人数を増やしていくことが目的になりがちである。(ウ)
- ✓ 人数を増やそうとして、ベッド数を増やす方向となれば、まさしく人手不足に陥る。現状、既に人手不足で非常に悩まれているのではないかと思います。(ウ)
- ✓ 定率性の場合、消費額を増やしていくことになる。単価を上げていく方向であれば、今のベッド数の中で、1万円を1万2千円にする、というような戦略を立てていくのが適切ではないだろうか。(ウ)
- ✓ 地方自治体として、自分たちが自由に使える独自の財源として、コンスタントに数億円のお金が入ってくる。その時の計画の立て方は、従来のものから大きく変わってくる。(ウ)
- ✓ ホテルの数は増えているが、宿泊者数は増えていない。既存のホテルは、せっかく上がった単価が落ちていく状況にある。(オ)
- ✓ 適切な観光客のコントロールを考える点として、制限掛けたいなら、額を高くしなければならない。一方で、今後もたくさんの観光客に来ていただきたいと思うのであれば、用途の面でオーバーツーリズム対策(ゴミの処理の分など)をしてもよいのでは。(エ)
- ✓ 数百円程度では、現在の日本の水準では、行動変容が起こるほどのものではない。飛行機などの価格の変動の方がはるかに観光客の行動に与える影響は大きい。(エ)

石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

制度設計・過程



(続き)

◆徴収方法、コスト

- ✓ 観光のワクワクした気持ちを都度税金徴収をされるのはマイナス感情がかかる。税金徴収の方法やタイミングも現場現金だけでなく、スマートに多彩な決済方法(ポイント活用やQR払い等)で、ローカルの人々は免除して欲しい。(ア)
- ✓ システム回収に無駄な税金と膨大な手間がかかるのでは(ア)
- ✓ 空港・港で一人一人個別に支払ってもらう方法はないか。(ア)

◆報償費

- ✓ 税収の一部を宿泊税の徴収に係る手間として事務手数料等の宿泊施設へ支出は問題ない(ア): 1~10%など
- ✓ 導入初期は手数料を高めに設定し、次第に低くするケースが一般的。導入初期は、宿泊施設側のシステム改修に時間とお金を投入し、基盤を作るため(イ)

[参考]

京都市:特別徴収事務補助金

2019導入 宿泊税額の2.5%(2019~2023年度までは3.0%)

福岡市:宿泊税報償金

2020導入 宿泊税額の2.5%(2020~2024年度までは3.0%)

石垣市における宿泊税に関する議論、意見等

◆税金の管理

- ✓ 税収は基金で管理し、選別・峻別してお金を使っていくことが重要。場合によっては、例えば、一部の税収を毎年5%積み上げし、有事や自然災害が発生した時に、緊急的にお金が支出できるようにするなど(ウ)
- ✓ 特別な事業を行わず一般財源として使用(ア)

◆事業の執行

- ✓ 自主財源が確保できたところで運用できるのかも疑問(オ)。

◆広報周知・説明・情報公開

- ✓ 宿泊税の使い方や何故必要なのかの周知をすることが大事(ア)
- ✓ 宿泊税を何に使ったかをわかりやすく明示(ア)：誰でも目に留まる所に具体的な使い道を掲示
- ✓ 宿泊者への3税に関する説明の工夫(エ)：宿泊税[沖縄県・石垣市]、訪問税[竹富町]の3つ

◆合意形成、ガバナンス

- ✓ 観光は総合産業、皆で考えることが必要(エ)
- ✓ 様々な種類の宿泊事業者と話し合う機会・場の設置(エ)
- ✓ 現場のスタッフを含めてしっかりと意見を持った方への意見聴取や議論の場を設ける(ウ)
- ✓ 特別徴収義務者が負担をするのであれば、予算の使い道に対しても宿泊事業者が考え、意見が言える立場をとることが必要。(オ)
- ✓ 宿泊事業者以外の理解(エ)：観光による各分野への波及効果
- ✓ 観光ビジョンとその中での宿泊税の位置づけを明確にして、市民の方々からの意見を聴取し、そのうえで宿泊者にしっかりと明示していくことが必要(ウ)
- ✓ 多様な関係者の合意形成が重要だと考えているが、一方でその困難さも感じている。(ウ)
- ✓ 広く声を拾っていきながら道筋をたてていくことは意外と難しい。(ウ)
- ✓ 合意形成よりもガバナンスが重要(ウ)：意思決定をどのようにしていくかということ
- ✓ 行政としては宿泊税に係る条例をつくり、市民にしっかりと明示していくことも重要(ウ)

◆役割分担

- ✓ 役割分担の明確化もあわせて検討
- ✓ 小さな団体・組織・個人の声を拾っていく意識や体制も必要(ウ)
- ✓ 市や商工会 コンベンションビューローなど団体がチームにならないと重なったお金の使い方をするのでチームになり民間に依頼をするなど

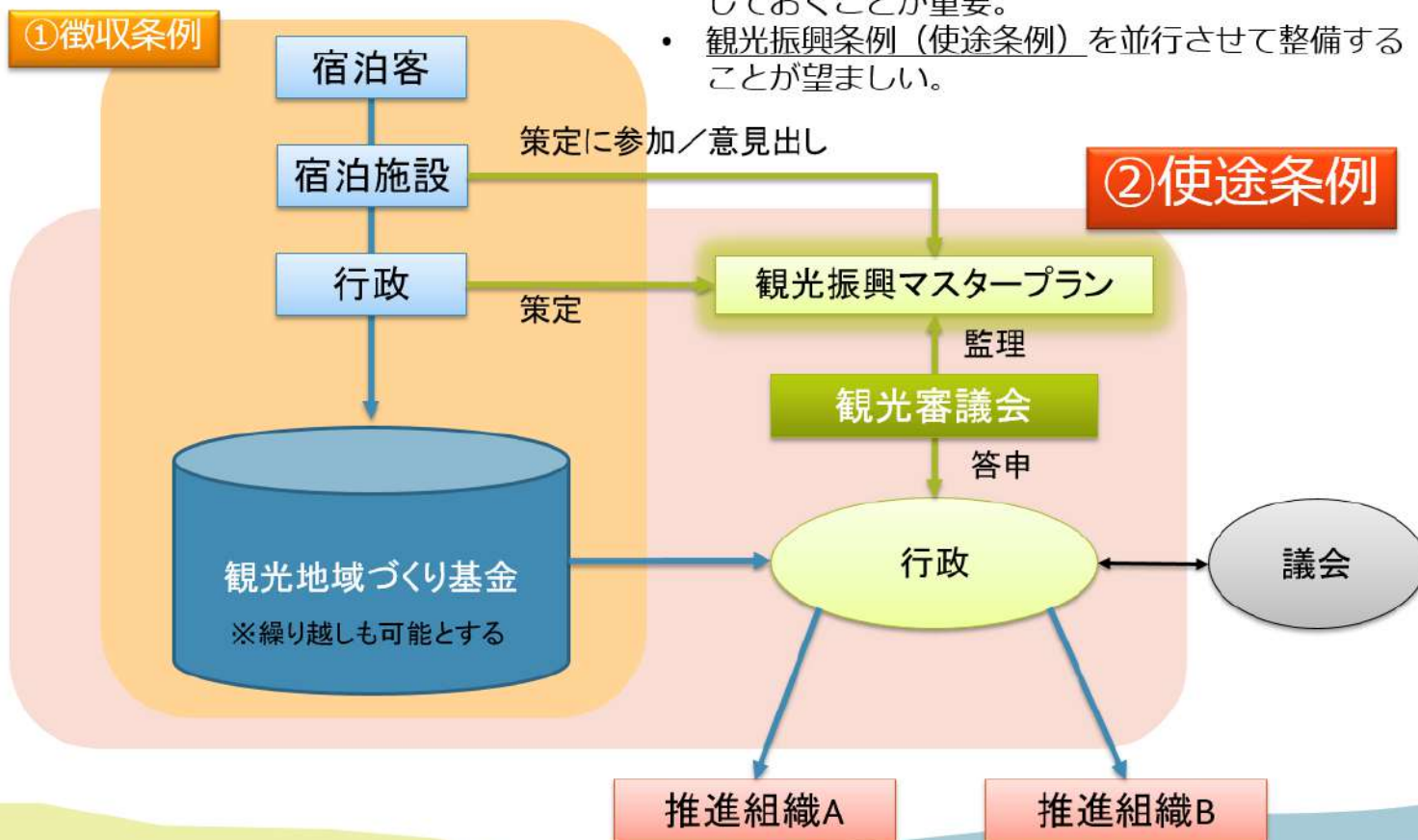
◆その他

- ✓ クルーズ船客に対する課税の検討(ア)(エ)：クルーズ船からの入島税を徴収(1人千円、観光関連(二種免許補助)に充当)
- ✓ 竹富町で訪問税導入された場合の石垣市観光への影響を想定(ア)：ファミリー層や離島ツアー等
- ✓ 福岡に泊まった際に宿泊税を徴収されたが、それが観光地の整備に繋がるのならと思い良い取組だと思った。石垣にも導入されることに期待する。(ア)
- ✓ 不動産運用物件、1棟貸しに対する制度の検討の必要性(オ)
- ✓ ホテル開発・建設の抑制(エ)(オ)
- ✓ 宿泊者の確保(オ)：国際線の便数増加



③ガバナンスの設定

- 目的税であっても、自由度が高いということは、使途が発散するリスクもある。
- そのため、使途を持続的に監理する仕組みを構築しておくことが重要。
- 観光振興条例（使途条例）を並行させて整備することが望ましい。



1 石垣島の価値を高めるブランディングの方向性

ビジョン

2 石垣島での戦略的な観光客の受入のあり方

戦略

- 観光の量と質に対する考え **量** 観光客数(宿泊客、日帰り客等) **質** 消費単価、滞在時間・泊数 等
- 望ましい観光客・訪問者像、望ましい過ごし方

3 需要の平準化、閑散期対策のための具体的な事業

産業

4 宿泊客のリピート、滞在促進のための具体的な事業

宿泊客

5 石垣島の魅力や人々の暮らしが持続していくための具体的な事業

観光客
観光産業 &
観光関連産業
従事者
地域住民
コミュニティ
環境

6 石垣島・八重山諸島での 観光推進体制のあり方

推進体制
役割分担

7 その他

石垣市の観光の現状と方向性

- 1 石垣市の観光の現状 pp.2-22
- 2 石垣市の観光の方向性 pp.23-28
- 3 観光財源の確保 pp.29-32

1 石垣市の観光の現状

観光の現状

- ①観光客数の推移
- ②空路、海路別の観光客数の推移
- ③月別観光客数の推移
- ④観光消費額の推移

(参考)八重山圏域での動向

- └ 八重山での
延べ宿泊者数の推移
- └ 八重山での泊数
- └ 来訪した島、宿泊した島
- └ 宿泊した島別の平均泊数

- ⑤石垣市内の宿泊施設数の推移
- ⑥石垣港への
クルーズ船の入港数の推移
- ⑦新石垣空港の
着陸回数および乗降客数の推移

問題、課題、影響

- ⑧石垣市が観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料

- ⑨観光客が訪れることによる影響

- ⑩観光客による影響

受入地域の現状

- ⑪総人口の推移
- ⑫外国人居住者の推移

(参考)石垣市の将来人口推計

- ⑬産業別就業者数の推移

- ⑭石垣市の歳入、観光費の推移

- ⑮ごみ排出量の推移
- ⑯周辺人口－旅客数(乗降客数)

競争環境の現状（沖縄県内主要3島）

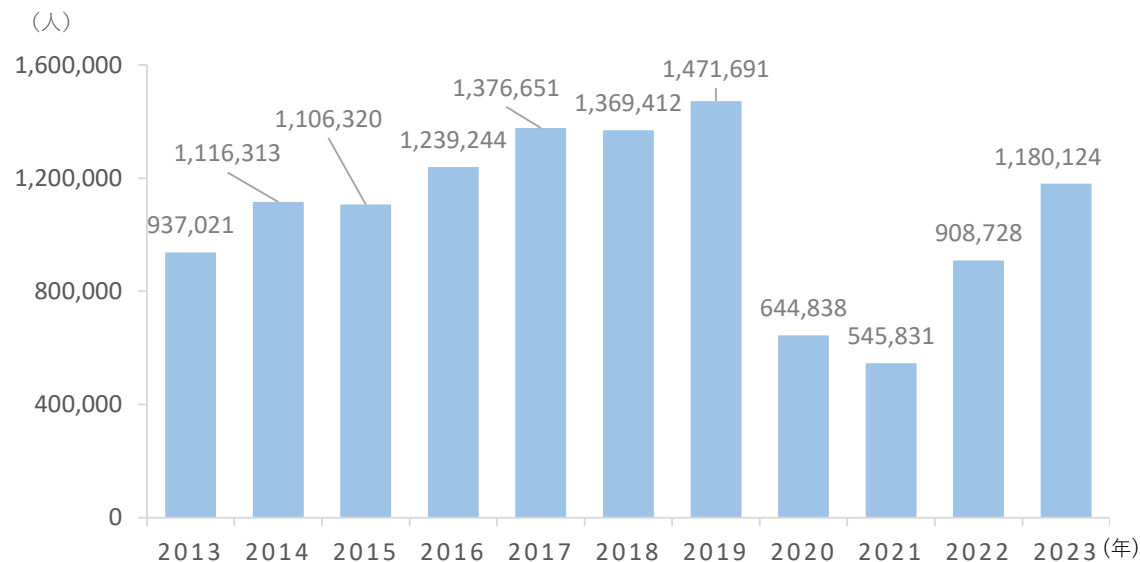
- ⑰主要3島シェアと
県全体の観光客数の推移
- ⑱満足度、期待度

- ⑲再訪意向、推奨意向
- ⑳「持続可能な観光」を推進するための取組に関する意識
「持続可能な観光」の推進に関わるような活動

1 石垣市の観光の現状

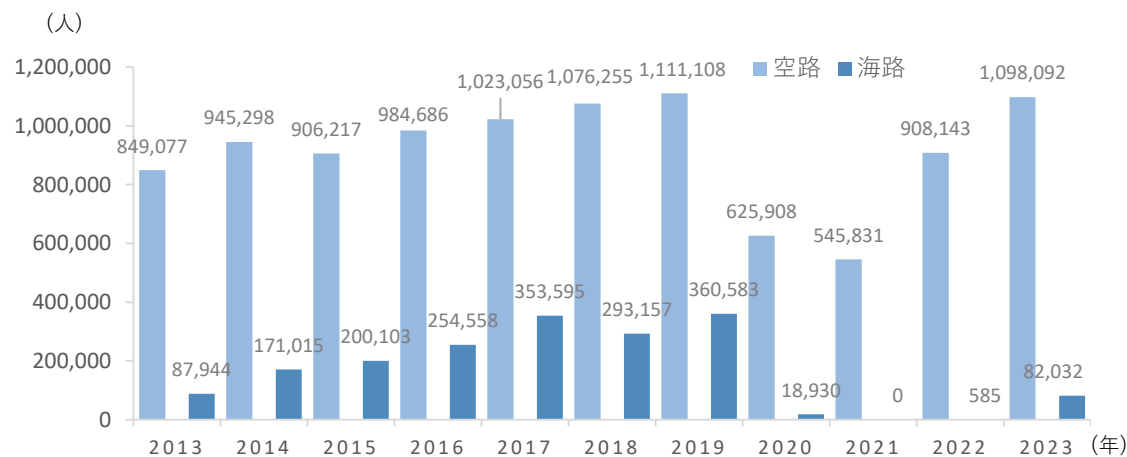
①観光客数の推移

- ✓ 年間の観光客数は、2013年は約94万人だったが、2019年には147万人まで増加。
- ✓ 2020年以降減少し、2021年には54万人まで減少。
- ✓ 2022年以降増加し、2023年には、118万人まで回復(2015年、2016年水準)。



②空路、海路別の観光客数の推移

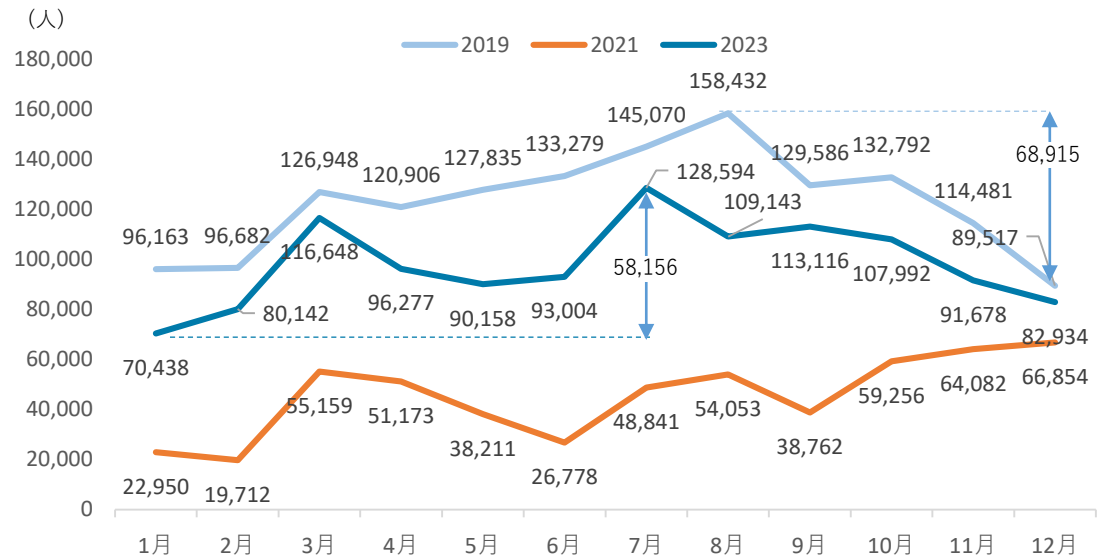
- ✓ 空路から入域する観光客数は、2023年は約110万人で増加し、コロナ禍前の水準まで回復(2015年、2016年水準)。
- ✓ 一方で、海路から入域する観光客数は、2023年は8万人で、2013年水準。



1 石垣市の観光の現状

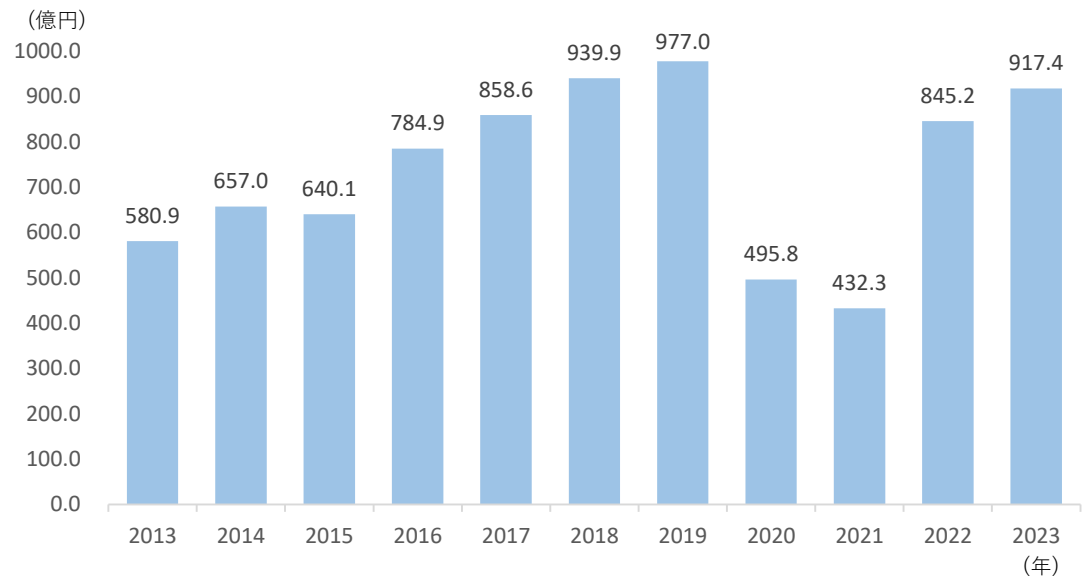
③月別観光客数の推移

- ✓ 2023年の月別観光客数は、7月が最も多く、約13万人。
- ✓ コロナ前の2019年の月別観光客数は、8月最も多く約16万人。



④観光消費額の推移

- ✓ 2023年の年間観光消費額は917.4億円であり、2019年水準まで回復。

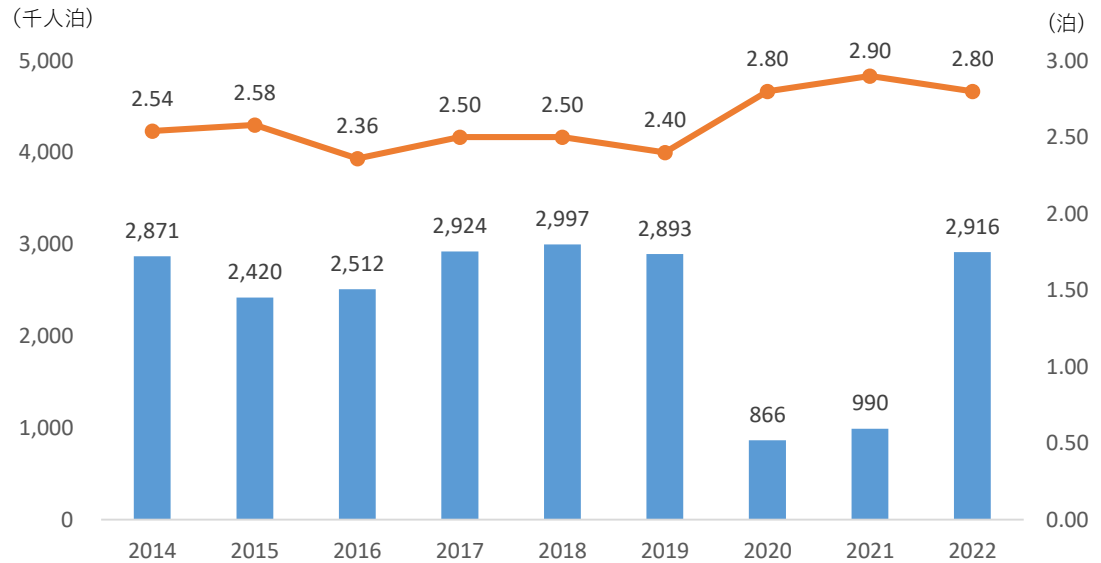


出典（上下）：「石垣市入域客数」 https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/soshiki/kanko_bunka/survey_statistic/4166.html

1 石垣市の観光の現状

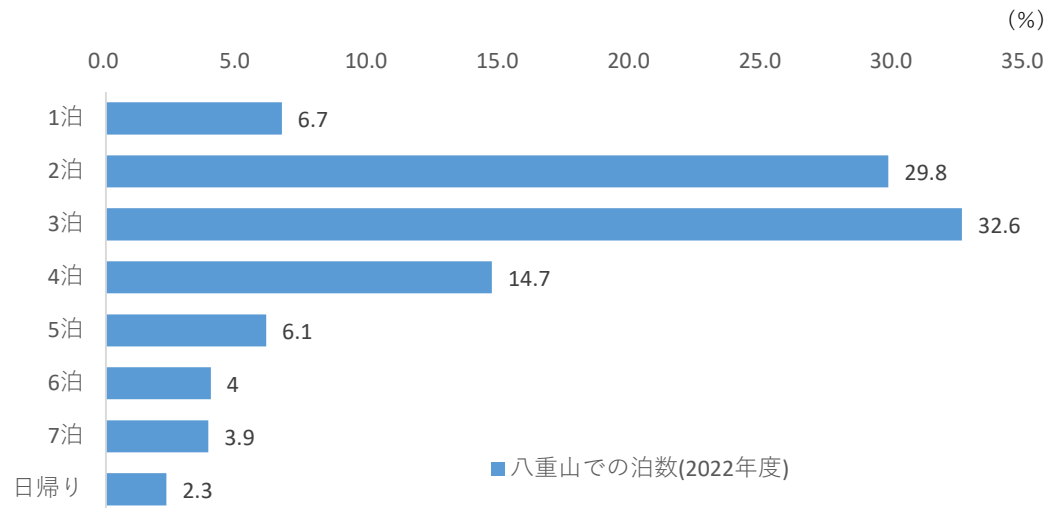
参)延べ宿泊者数および 石垣島での平均泊数の推移

- ✓ 2015年の240万人泊だったが、2017-2019年は約300万人泊。
- ✓ 2020-2021年は約90万人泊であったが、2022年には290万人泊まで回復。



参)八重山での泊数

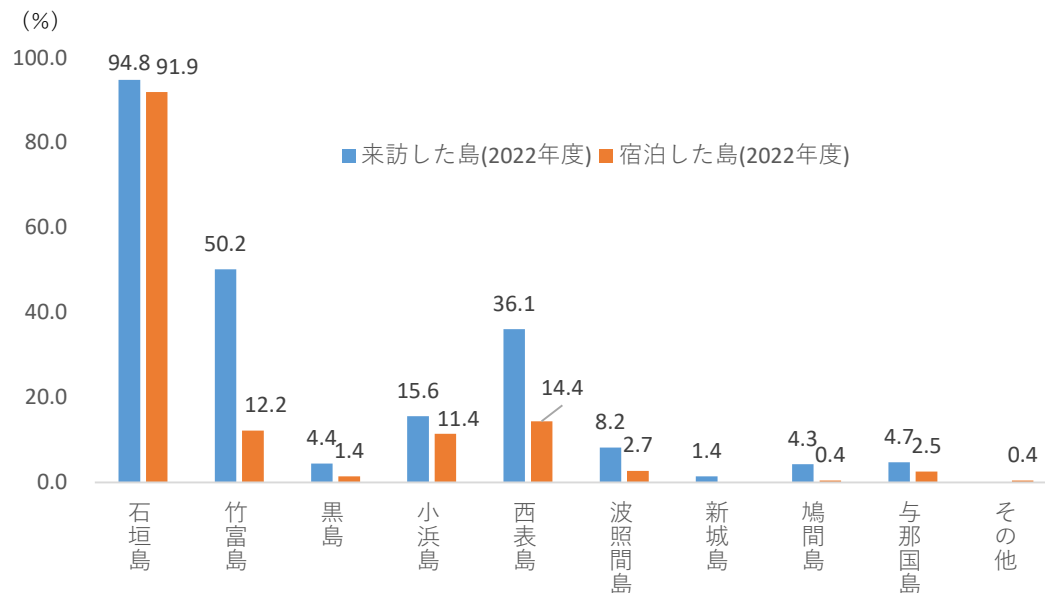
- ✓ 八重山での滞在状況は、2022年度は、3泊が最も多く32.6%。次いで2泊が29.8%、4泊が14.7%。



1 石垣市の観光の現状

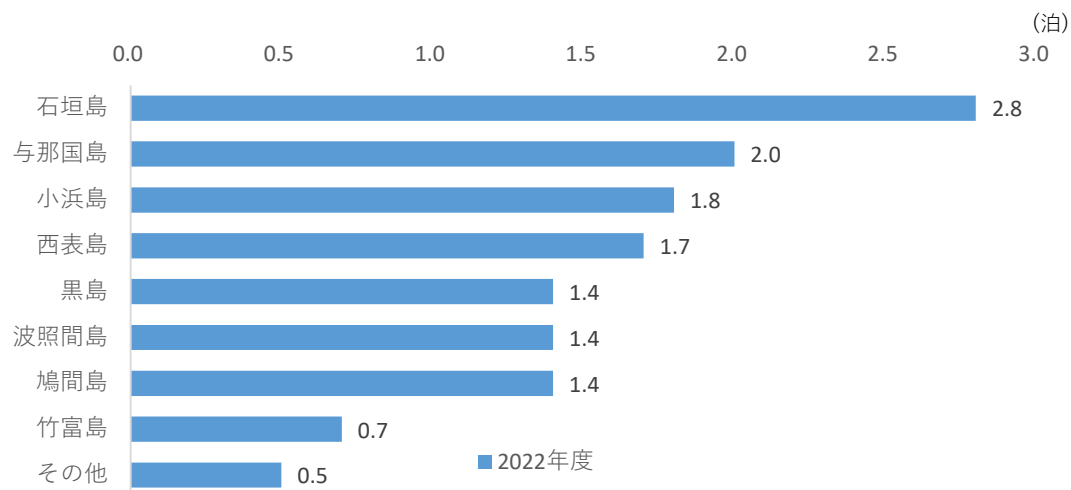
参)来訪した島、宿泊した島

- ✓ 同年度、八重山を訪問した人の**94.8%**は石垣島を訪問。
- ✓ 宿泊者のうち、**91.9%**は滞在中に石垣島で宿泊。



参)宿泊した島別の平均泊数

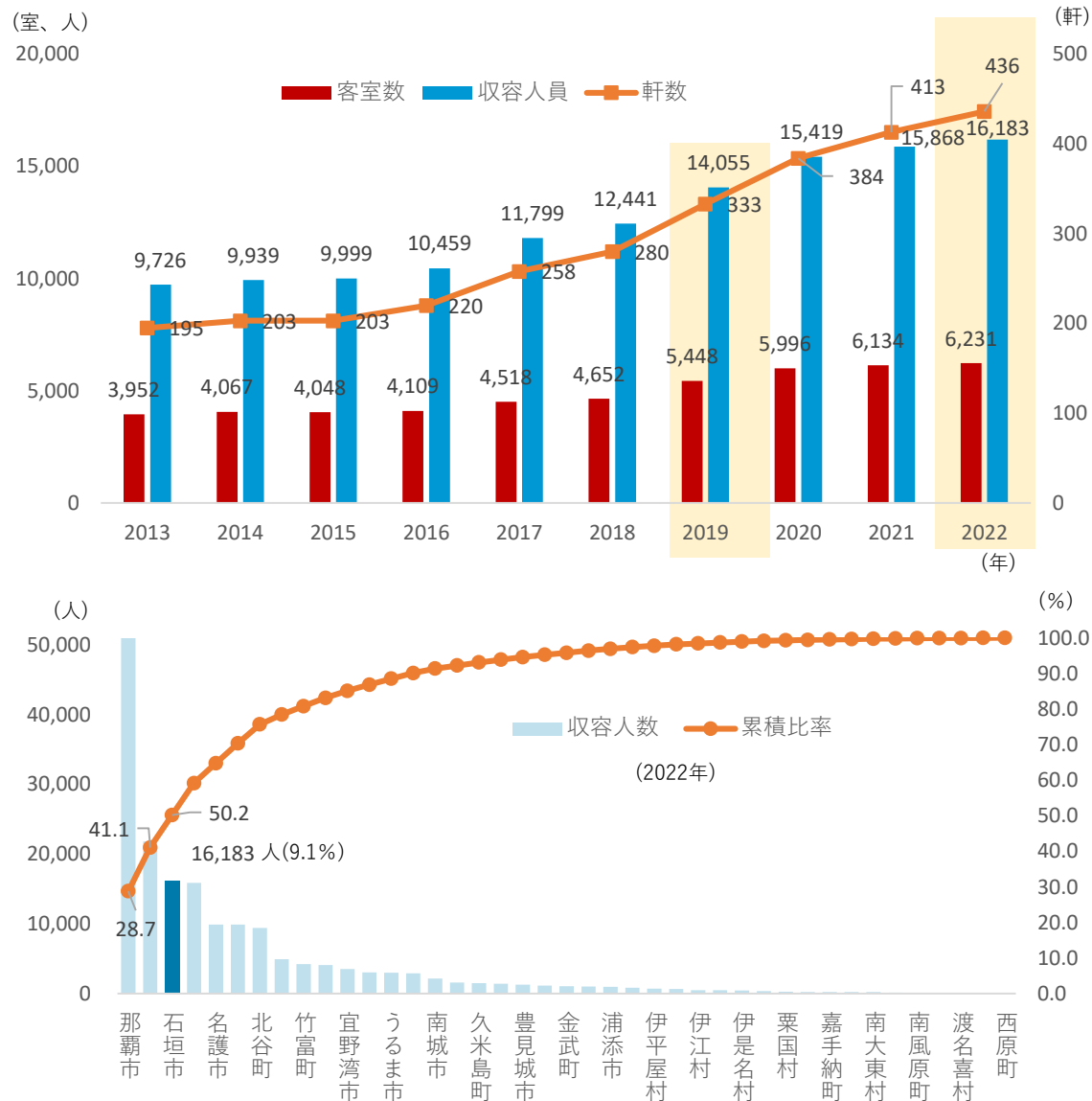
- ✓ 八重山圏域における宿泊した島別の平均泊数は、石垣島は、**2.8泊**。



1 石垣市の観光の現状

⑤石垣市の宿泊施設数の推移

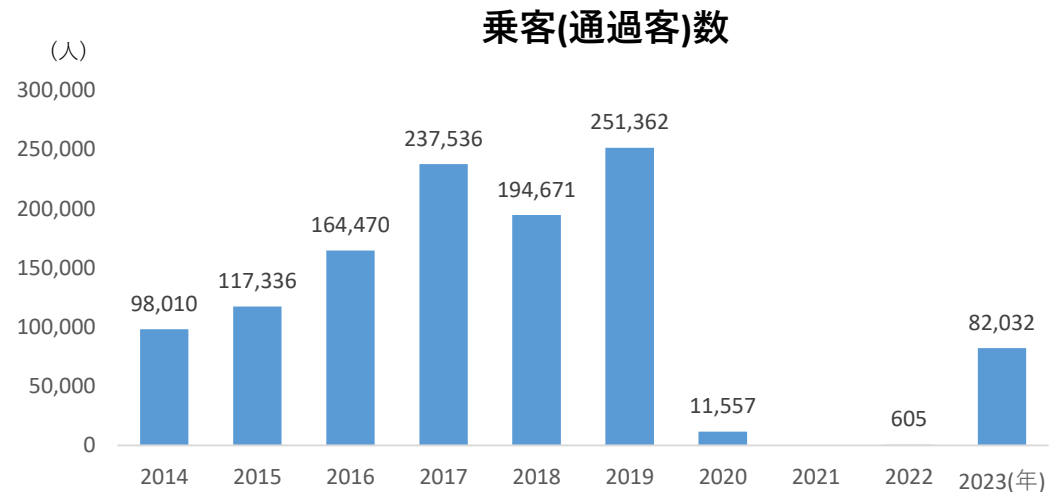
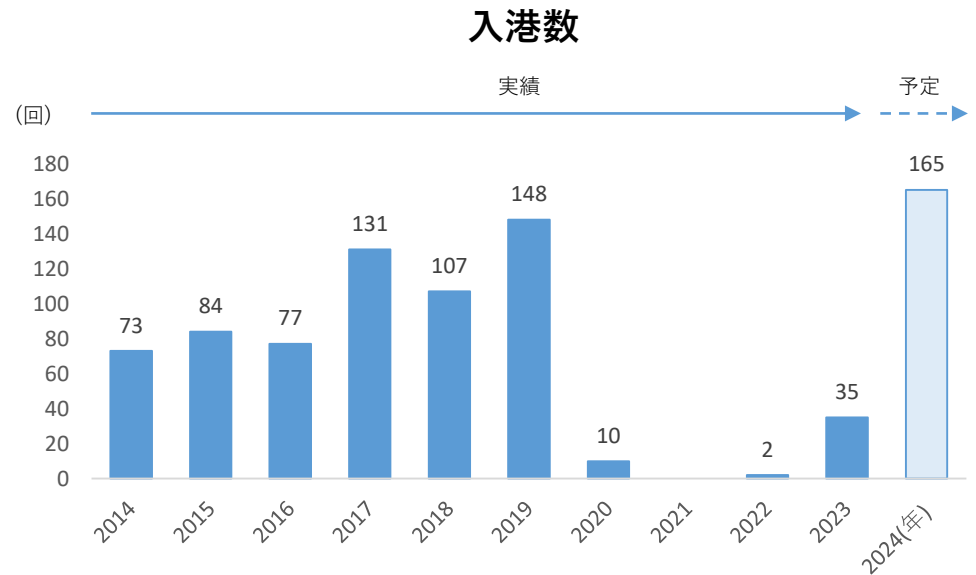
- ✓ 石垣市の宿泊施設の件数は、2022年時点で、軒数436軒、客室数6,231室、収容人員16,183人である。
- ✓ 10年前の2013年に比べて、軒数は約2.4倍、客室数は約1.6倍、収容人員約1.6倍に増加した。
- ✓ 石垣市の宿泊施設の収容人員は、沖縄県全体の9.1%を占める。軒数は11.8%、客室数は、9.1%を占める。



1 石垣市の観光の現状

⑥石垣港へのクルーズ船の入港数の推移

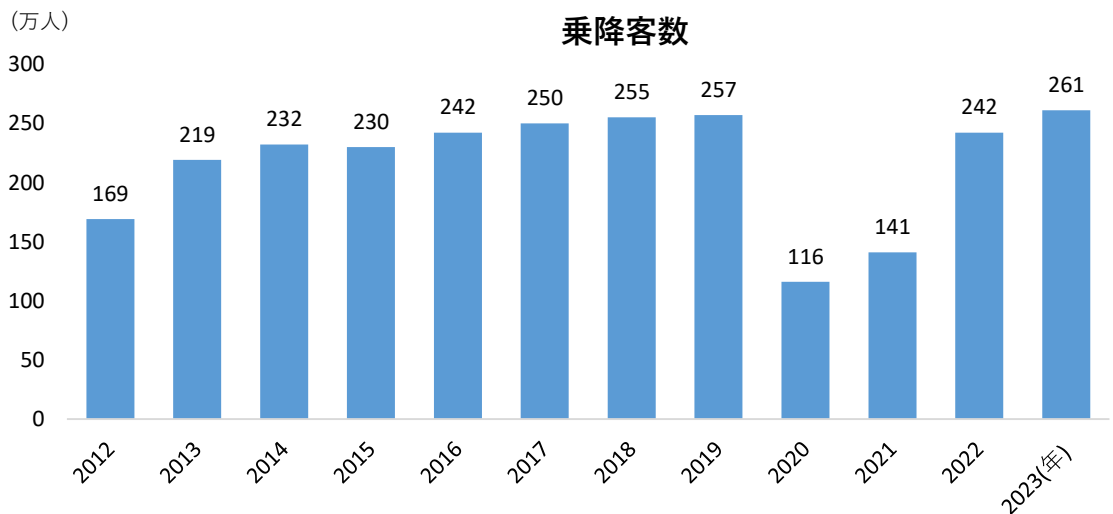
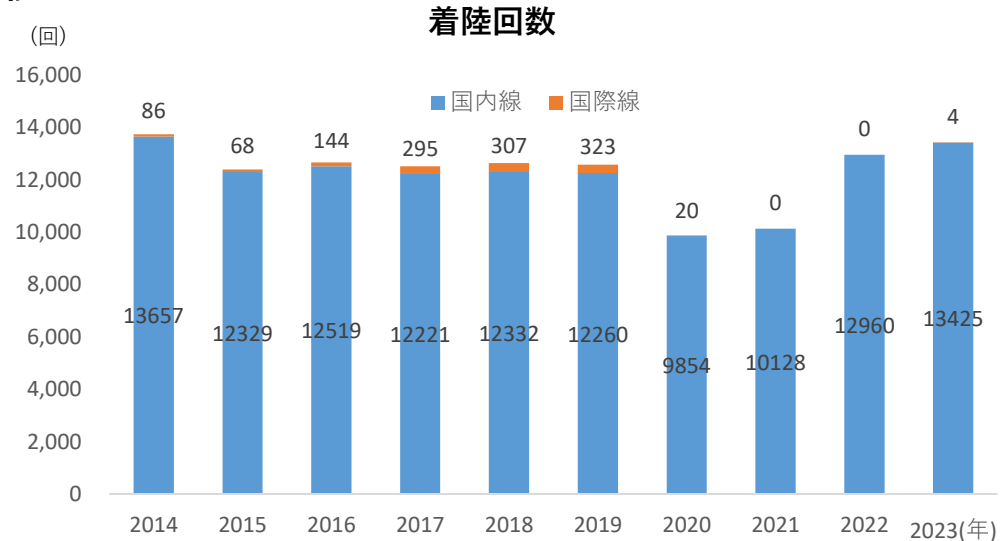
- ✓ クルーズ船の入港実績は、2019年は148回。2014年は73回、その後の2年間で約2倍となった。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、入港数が大幅に減少したものの、その後、2023年は35回。2024年は現時点で165回の予定している。
- ✓ 乗客(通過客)数は、2022年は82,032人。2014年の98,010人より約15,000人少ない。



1 石垣市の観光の現状

⑦新石垣空港の着陸回数及び乗降客数の推移

- ✓ 新石垣空港の着陸回数は、約**13,000回**(国内線、国際線の合計)。
- ✓ 国内線の着陸回数は、コロナ禍前と同程度まで回復。
- ✓ 国際線の着陸回数は、コロナ禍前の**2019年**は**323回**であったが、**2023年**は**4回**。
- ✓ 新石垣空港の乗降客数は**2013年**の開設・供用以降**2019年**までに約**30万人**増加(**2013年****219万人**→**2019年****257万人**)。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響により**2020-21年**度の乗降客数は大幅に減少したが、**2022年**は**242万人**でコロナ前水準の約**95%**にまで回復した。
- ✓ **2023年**は過去最高の**261万人**。

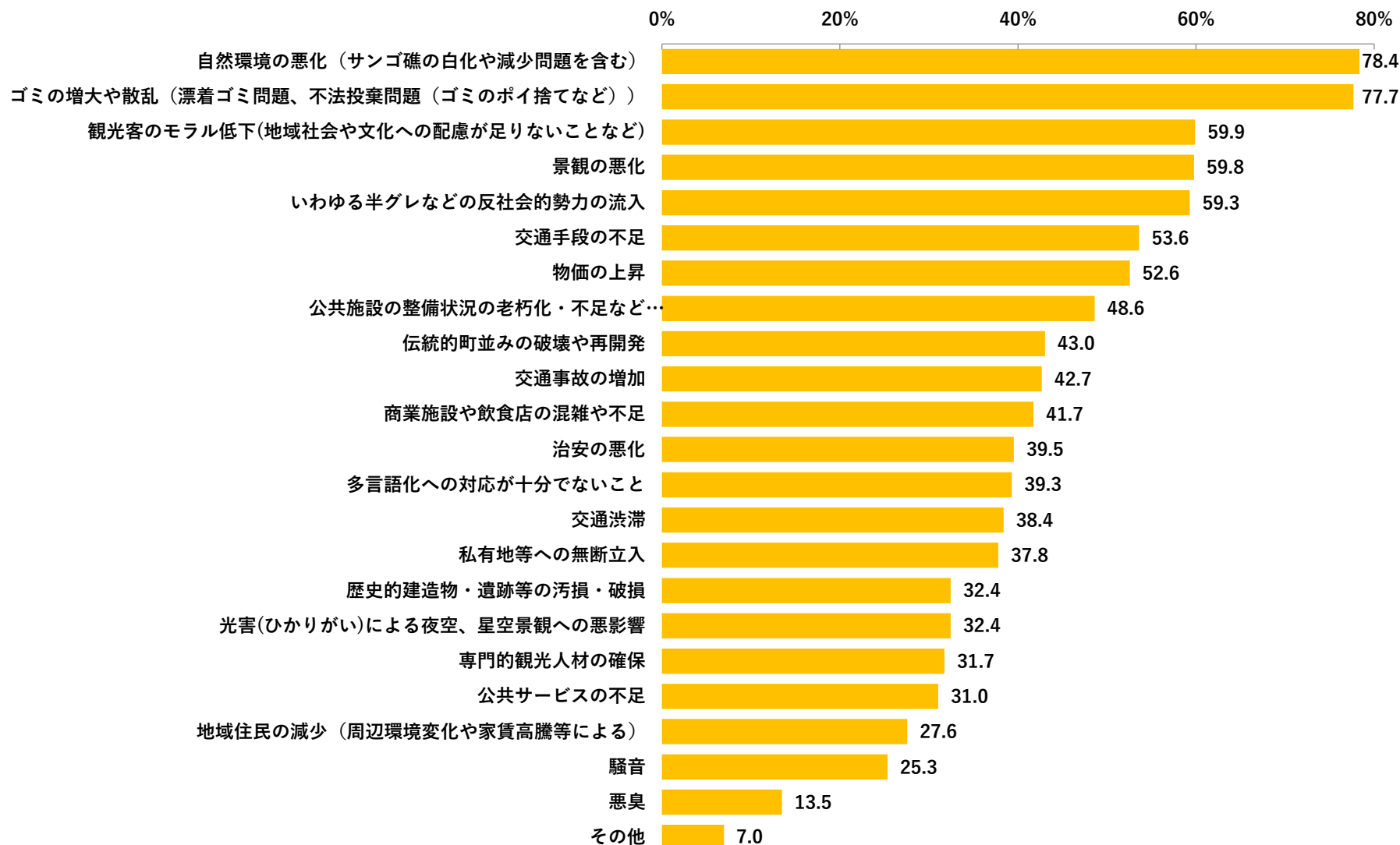


出典：空港管理状況調書（H25～R5）、
令和5年（暦年・年度）空港別順位表（国土交通省航空局）
https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000185.html

1 石垣市の観光の現状

(参考) 市民アンケート調査

⑧石垣市が観光地として直面している、今後直面しそうな問題や懸念材料 (n=860)



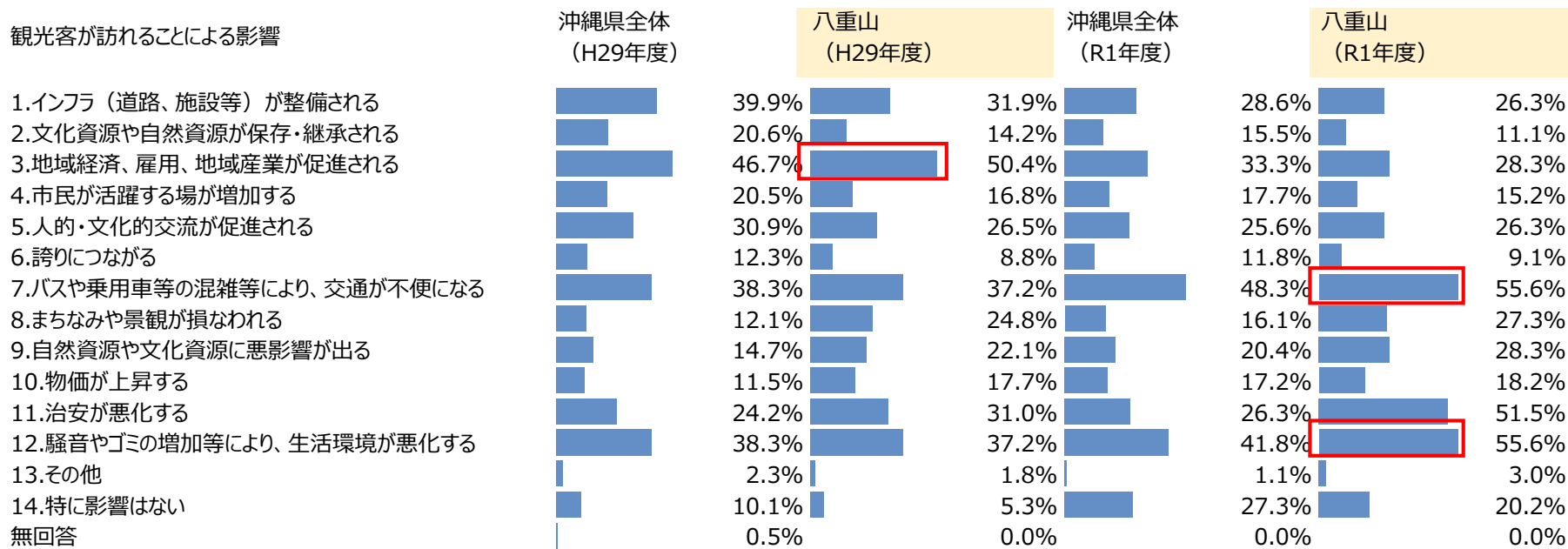
出典：石垣市の観光に対する市民アンケート調査結果 (2023年度)

1 石垣市の観光の現状

⑨観光客が訪れることによる影響

- ✓ 八重山では、コロナ前の2017年は「地域経済、雇用、地場産業が促進される」、2019年は「バスや乗用車等の混雑等により、交通が不便になる」「騒音やゴミの増加等により、生活環境が悪化する」が一位であった。

コロナ前

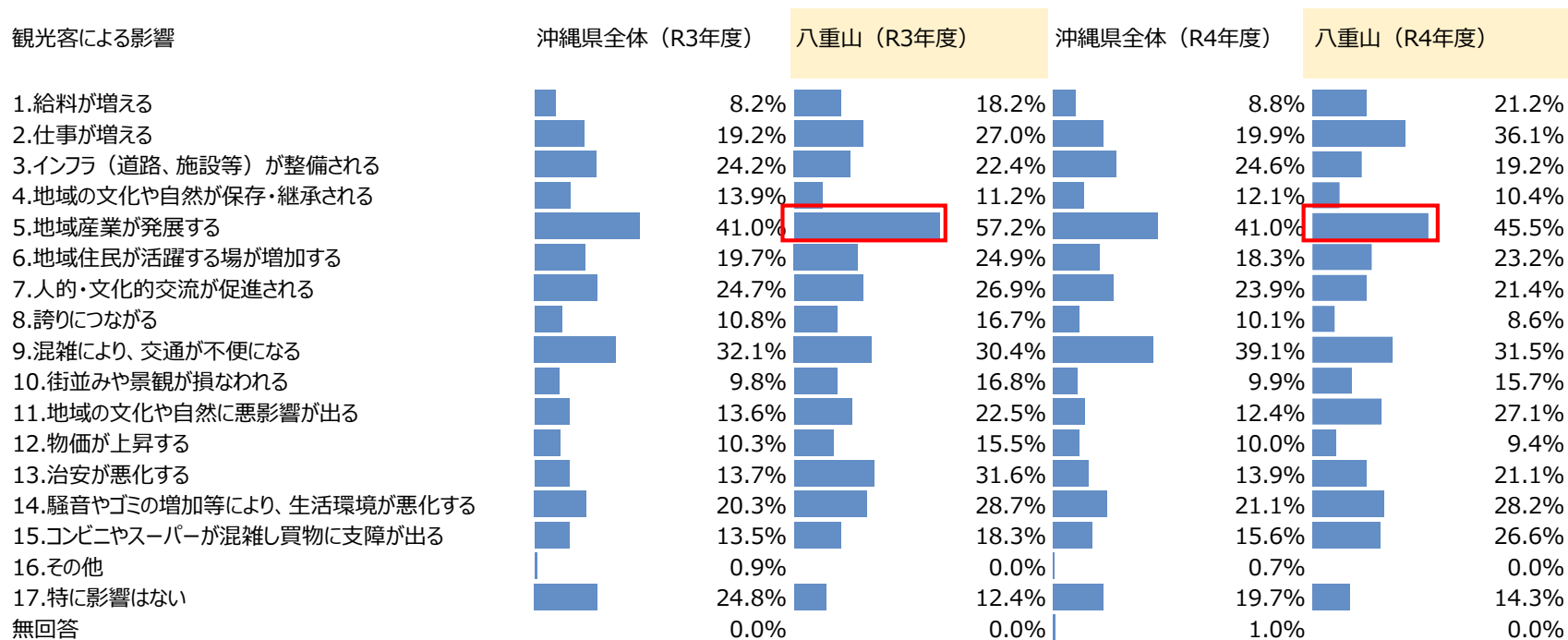


1 石垣市の観光の現状

⑩観光客による影響

✓ コロナ禍では、2021年、2022年ともに「地場産業が発展する」が一位であった。

コロナ禍



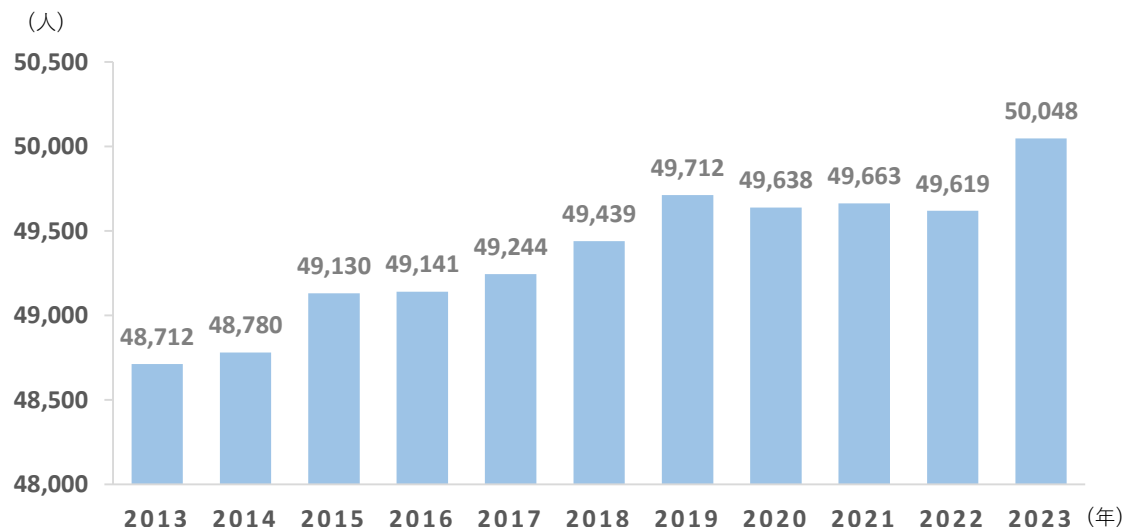
出典：沖縄観光に関する県民意識の調査結果_沖縄県文化観光スポーツ部

https://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseisaku/kikaku/report/quest/okinawatourism_resident_survey.html

1 石垣市の観光の現状

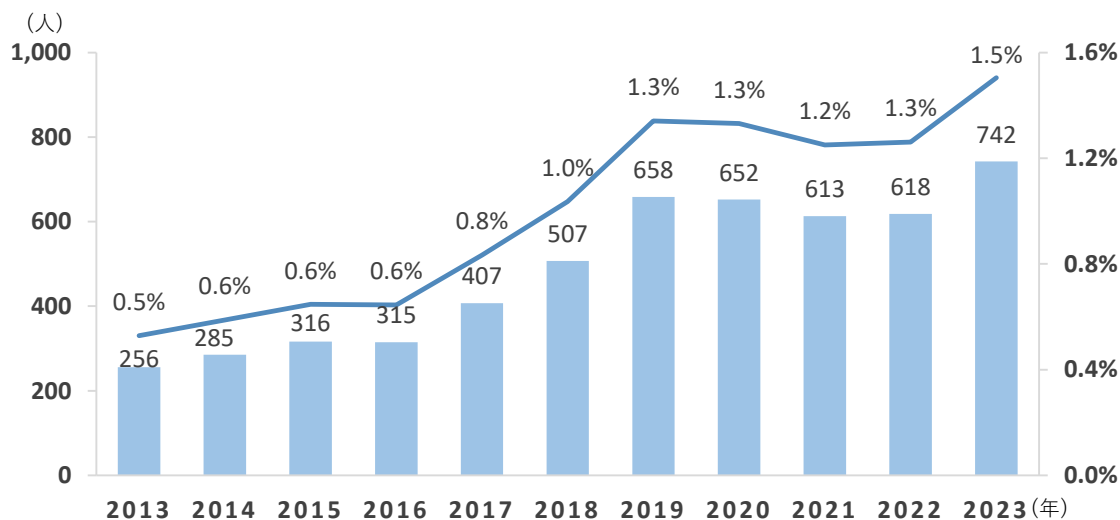
⑪総人口の推移

- ✓ 石垣市の総人口は、2013年は4,8712人だったが、2019年には4,9712人と1,000人増加。2020年に一度減少し2022年までほぼ横ばいであったが、2023年に50,048人となった。



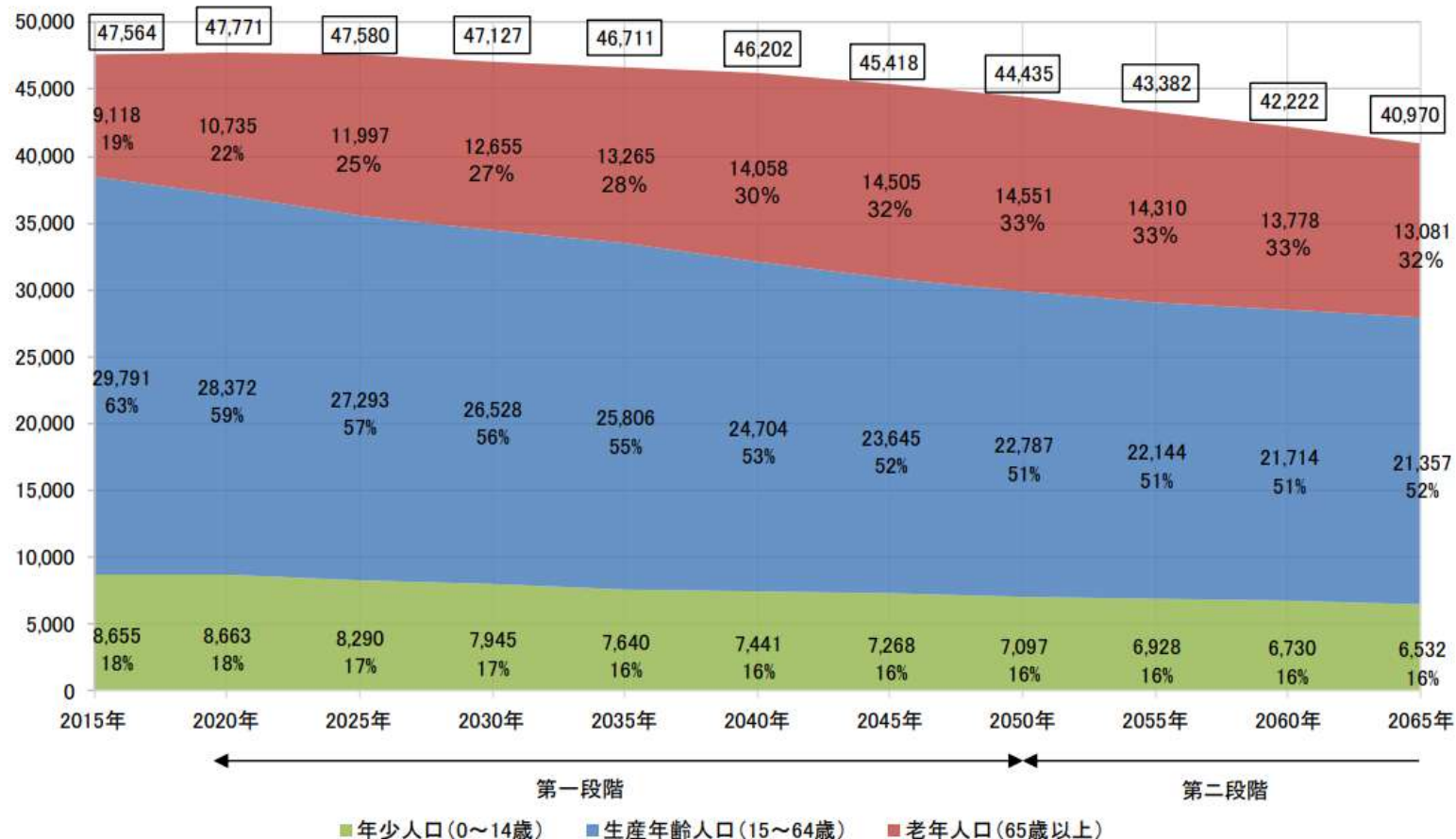
⑫外国人居住者の推移

- ✓ 石垣市に居住する外国人は、2013年は256人だったが、2023年には742人5となった。
- ✓ 総人口に占める割合は、2023年時点で1.5%。



1 石垣市の観光の現状

(参考)石垣市の将来人口推計

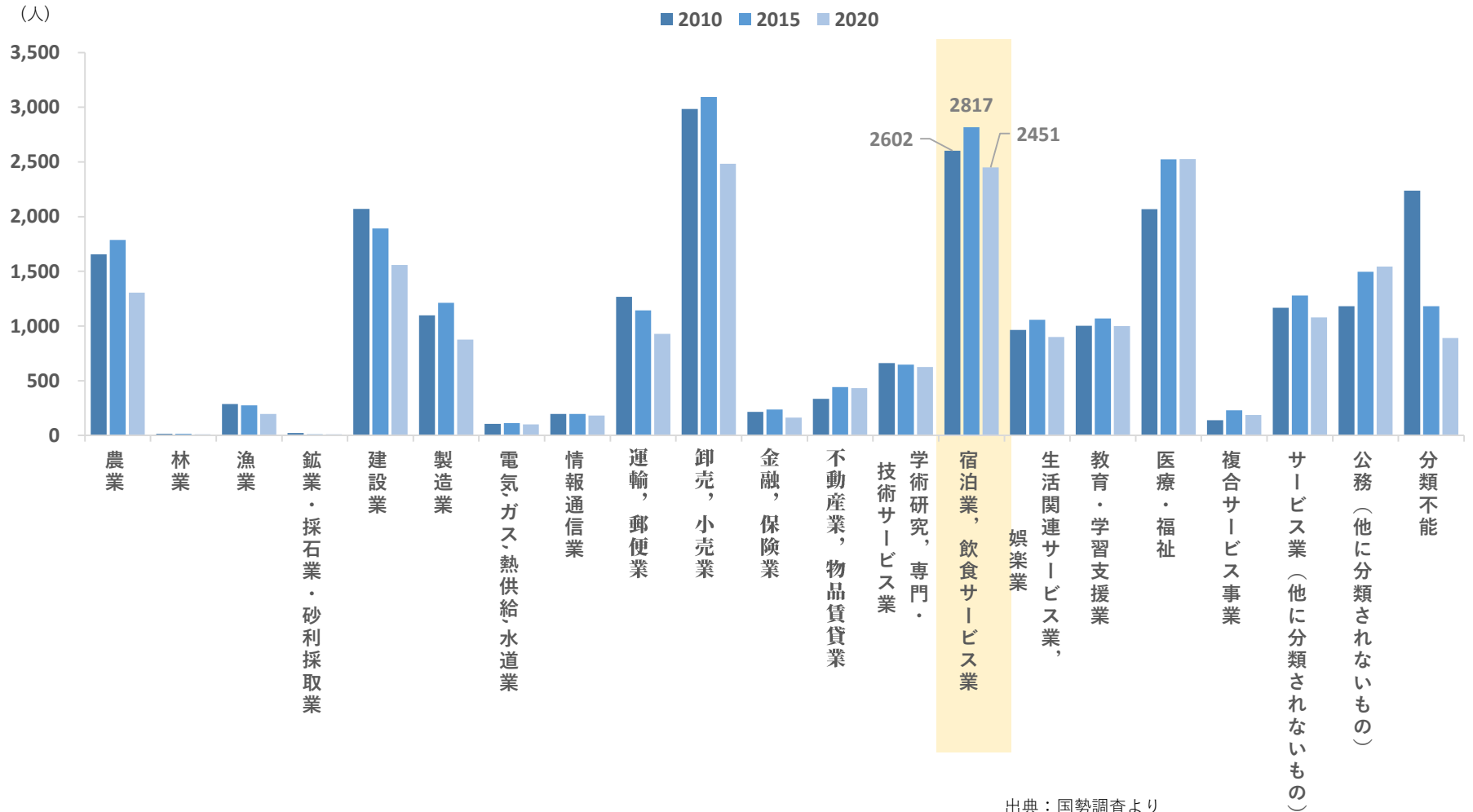


出典：「第2期石垣市地域創生戦略 石垣市人口ビジョン 石垣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
<https://www.city.ishigaki.okinawa.jp/material/files/group/9/sougousenryaku.pdf>

1 石垣市の観光の現状

⑬産業別就業者数の推移

✓ 宿泊業、飲食サービス業の就業者数は、全産業の中で2番目、3番目に多い。

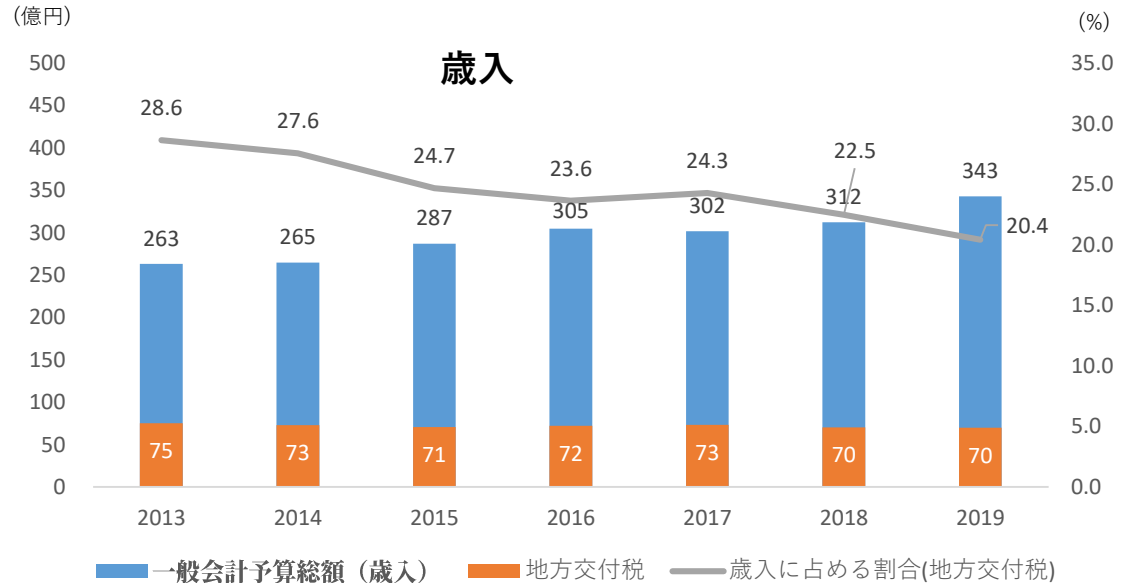


1 石垣市の観光の現状

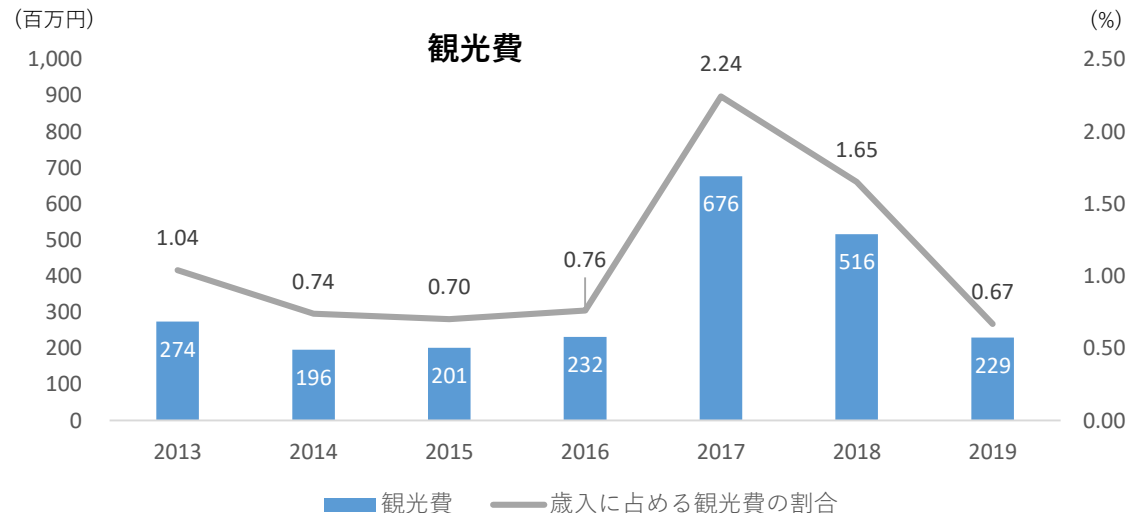
⑭石垣市の歳入、観光費の推移

(コロナ禍前)

- ✓ 石垣市の歳入は、2013年から2019年に掛けて80億円増加。
- ✓ 一方、地方交付税は、2013年は75億円、2019年は70億円と減少。
- ✓ 観光費は、工事費を除くと毎年約2億円。
- ✓ 歳入に占める観光費の割合は、工事費を除くと0.7%前後。



出典：石垣市の財政（石垣市総務部財政課）より作成



※観光施設の維持管理費は、上記観光費には含んでいない。 出典：観光費（石垣市観光文化課調べ）より作成

1 石垣市の観光の現状

⑮ごみ排出量の推移

- ✓ 石垣市の1人1日当たりのごみ排出量は、沖縄県及び全国の平均値と比較すると高い値となっている。

参考：令和3年度 石垣市 1,253g/人・日
 沖縄県 881g/人・日

- ✓ 新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言等の影響により、生活系ごみ排出量は増加傾向にあり、事業系ごみは減少傾向を示している。
- ✓ 事業系ごみ排出量は、概ね入域観光客数の変動と同様に増減を示す傾向が見られる。

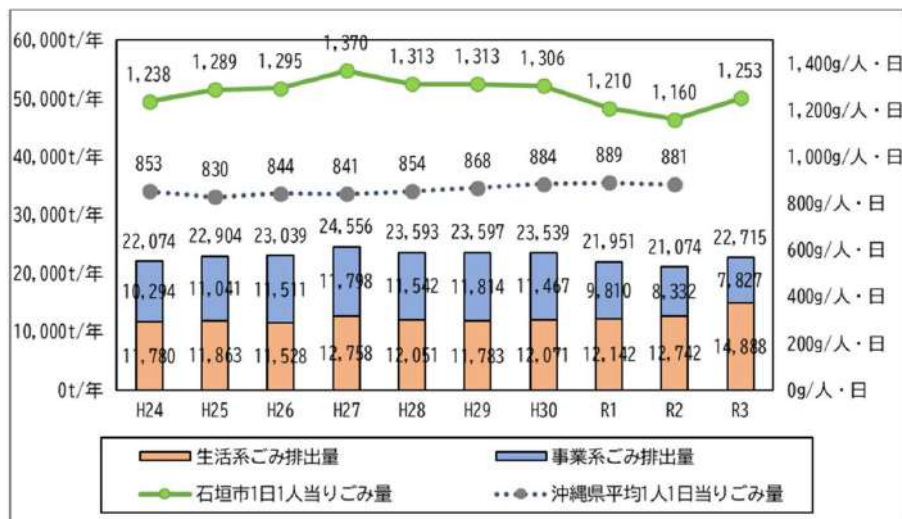


図 2-11 ごみ排出量の推移

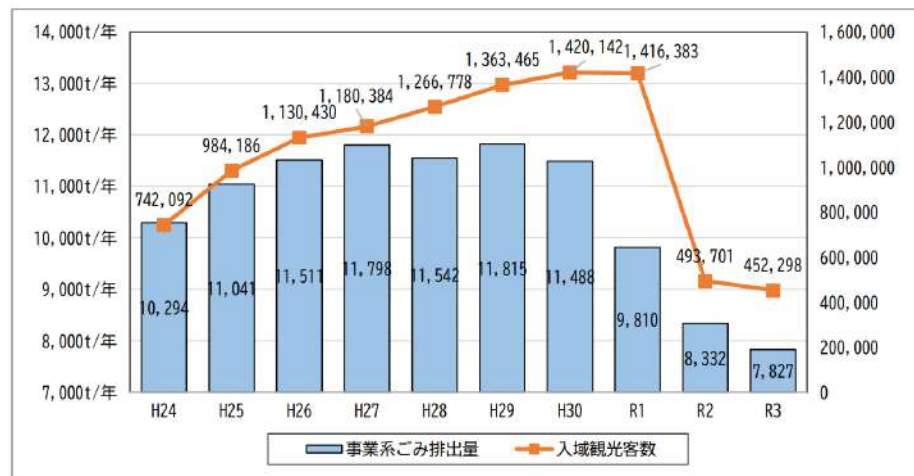


図 2-12 入域観光客数と事業系ごみ排出量の推移

※ 出典：「八重山入域観光統計」（沖縄県総務部 八重山事務所総務課）

1 石垣市の観光の現状

⑯周辺人口－旅客数（乗降客数）

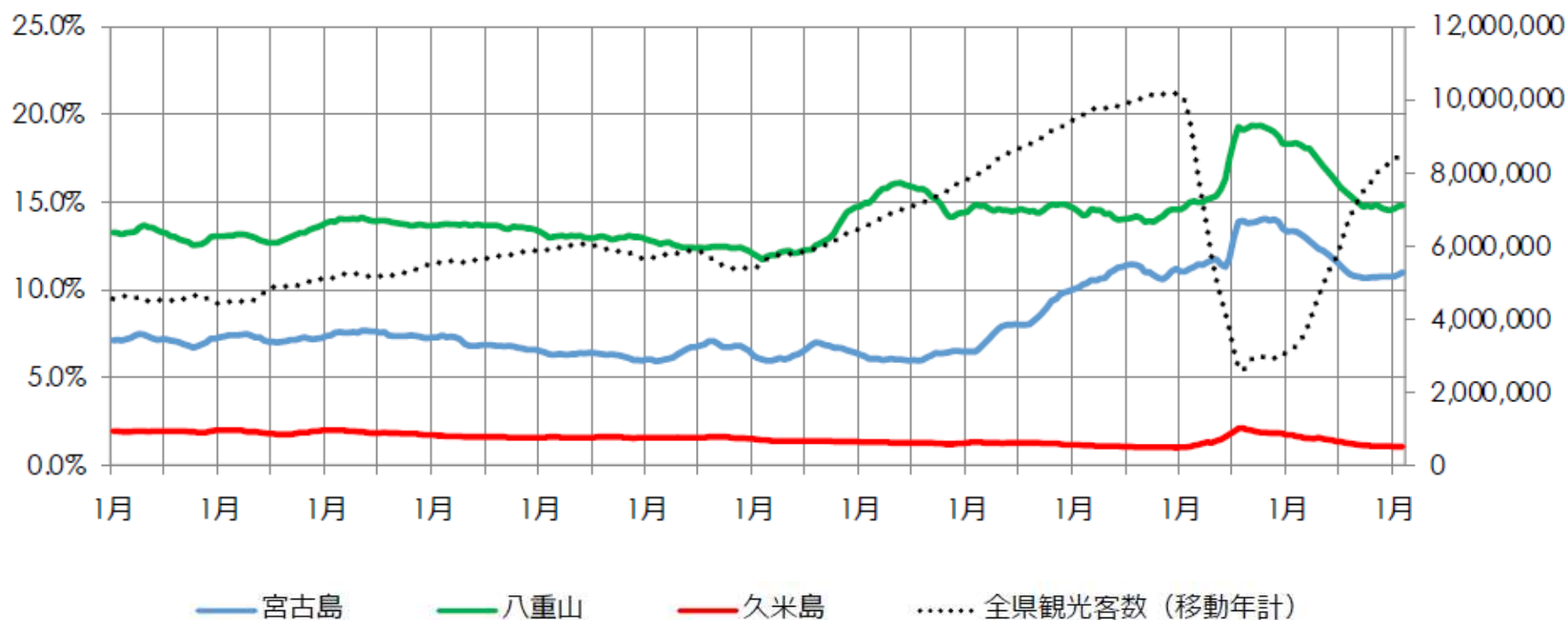
- ✓ 各空港の乗降客数と周辺人口との比率を試算すると、石垣空港は45倍。宮古空港は28倍、那覇空港は10倍であった。

a.旅客数（乗降客数）（人）		b.周辺人口（人）		c=a/b
新石垣空港	2,422,092	八重山地区	53,254	45.5
宮古空港	1,525,671	宮古地区	53,967	28.3
那覇空港	13,765,162	北部地区	128,927	10.1
		中部地区	643,758	
		南部地区	274,719	
		那覇	314,009	

出典：国土交通省資料 <https://www.mlit.go.jp/koku/content/001707360.pdf>
沖縄県 令和4年人口移動報告年報（令和3年10月～令和4年9月） 令和5年1月 沖縄県企画部
[https://www.pref.okinawa.lg.jp/toukeika/estimates/2022/annual/00all\(2022annual\).pdf](https://www.pref.okinawa.lg.jp/toukeika/estimates/2022/annual/00all(2022annual).pdf)

1 石垣市の観光の現状

⑰県内主要3島シェアと県全体の観光客数の推移



出典：沖縄県観光便覧、各島の市町村・観光協会発表資料より、山田／公益財団法人日本交通公社作成

1 石垣市の観光の現状

⑱満足度、期待度

満足度（大変満足の割合）

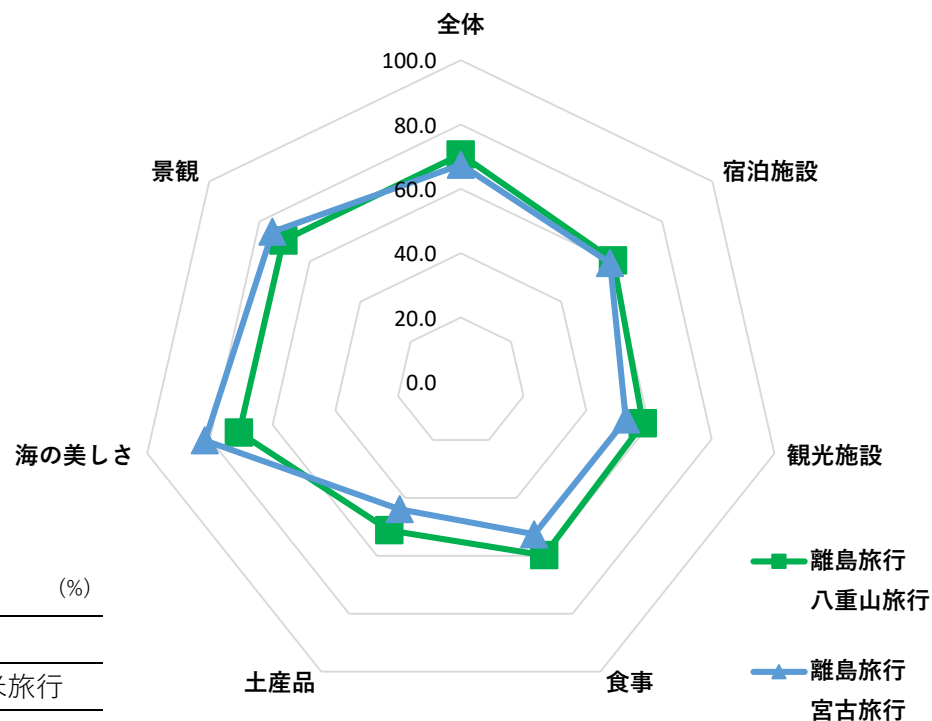
(%)

R4年度	沖縄旅行	離島旅行		
		八重山旅行	宮古旅行	久米旅行
全体	69.7	70.7	67.5	60.7
宿泊施設	60.9	60.6	59.3	46.6
観光施設	58.1	58.1	52.6	42.8
食事	58.6	59.8	52.6	54.8
土産品	51.1	51.2	43.9	35.5
海の美しさ	73.3	70.7	81.6	73.9
景観	71.0	70.5	74.9	70.0

期待度（期待以上＋期待通りの合計）

(%)

R4年度		沖縄旅行	離島旅行		
			八重山旅行	宮古旅行	久米旅行
宿泊施設	客室	84.0	82.7	87.0	66.5
	食事	51.5	56.6	45.1	45.5
	付帯施設	25.0	27.3	21.3	20.6
	付帯施設	1.5	1.5	1.4	1.0
	接客	25.7	27.6	24.3	20.5
観光施設	美しさ	63.5	63.5	60.9	46.8
	地域らしさ	55.2	58.7	52.2	58.6
	学び	13.9	12.7	8.8	14.1
	リフレッシュ	47.9	50.2	50.2	47.3



出典：観光統計実態調査・観光客満足度調査（令和4年度）
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/kankotokusan/1011671/1011816/1011825/index.html>

1 石垣市の観光の現状

⑭再訪意向、推奨意向

今後5年間の再訪意向

(%)

R4年度	沖縄旅行	離島旅行		
		八重山旅行	宮古旅行	久米旅行
6回以上	18.4	9.9	9.1	9.2
3～5回	30.8	25.0	26.3	20.5
2回	22.5	25.1	23.5	19.7
1回	22.2	29.7	30.1	33.5
5年後以降なら行くかもしれない	5.2	9.0	9.4	13.9
5年後以降も行かないと思う	0.9	1.1	1.6	3.3

各旅行の人への推奨意向

(%)

R4年度	沖縄旅行	離島旅行		
		八重山旅行	宮古旅行	久米旅行
ぜひ勧めたい	73.2	73.3	71.2	50.8
勧めたい	23.2	23.1	20.7	36.6
どちらともいえない	3.3	3.3	4.7	11.6
勧めないと思う	0.3	0.4	0.5	0.9

1 石垣市の観光の現状

⑳ 「持続可能な観光」を推進するための取組に関する意識 「持続可能な観光」の推進に関わるような活動

「持続可能な観光」を推進するための取組に関する意識

(立ち寄り先等で「持続可能な観光」を推進するための取組が行われていると感じる場面があったか)

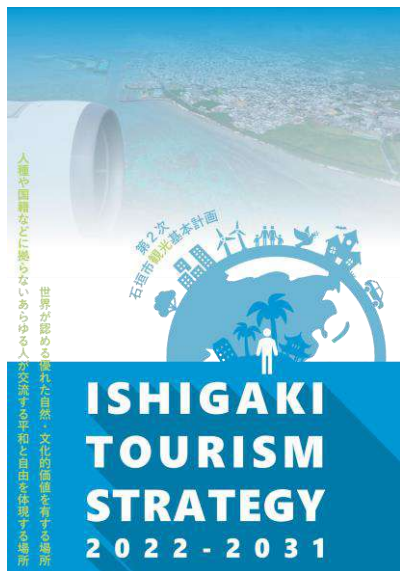
R4年度	沖縄旅行	離島旅行		
		八重山旅行	宮古旅行	久米旅行
よくあった	42.2	47.6	37.5	32.5
たまにあった	43.3	40.7	45.3	45.6
あまりなかった	12.6	10.2	15.2	19.7
まったくなかった	1.9	1.5	2.0	2.2

「持続可能な観光」の推進に関わるような活動

R4年度	沖縄旅行	離島旅行		
		八重山旅行	宮古旅行	久米旅行
よく行った	22.0	24.8	19.1	17.7
多少行った	47.1	47.9	46.4	49.7
ほとんど行っていない	18.7	16.4	21.6	17.6
まったく行っていない	12.2	10.9	13.0	15.0

2 石垣市の観光の方向性

第2次石垣市観光基本計画(2022年3月策定)



計画策定の意義

- ✓ 交流人口・関係人口の拡大により地域経済を活性化し、持続可能なまちづくりを実現するとともに、石垣島の八重山観光の拠点としての位置付けをより明確にし、役割を今後も担っていくため、そしてSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に沿うものとして策定。

理念(いつの世でも 普遍的な“あるべき姿”)

- ✓ 石垣島が

- ・ 世界が認める優れた自然・文化的価値を有する場
- ・ 人種や国籍などに拠らないあらゆる人が交流する平和と自由を体現する場

として、いつの世までも 地球上に存在し続けるために、石垣市民は、地域発展の源泉としての豊かな自然と共生するために敬意を払い、先人から受け継いできた独自の文化を守り資源として育みます。さらに、アジアの交流結節点としての地理的優位性を活かしながら、地球市民としての責任を持って、地球的課題に同じ想いや共感を示す外からの来訪者と共にチャレンジし続けます。

将来像(10年後の“あるべき姿”)

持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまち
～石垣島の未来は地球の未来～

2 石垣市の観光の方向性

将来像の実現に向けた行動指針

将来像

持続可能でより良い社会を求めて
世界中の人々がつながるまち
～石垣島の未来は地球の未来～

基本目標

環境分野

自然と共生し
健康で快適な生活のための
良好な環境を創る
観光まちづくり

経済分野

市の発展に貢献し
市民生活が豊かになる
観光まちづくり

社会文化分野

誇りと
責任ある行動の輪で創る
希望に満ちた
観光まちづくり

基本方針

1

温暖化対策、脱炭素へ向けた取組

2

都市機能と自然資源、
生活環境との共存

3

消費単価及び域内調達率の向上

4

新型コロナ禍からの経済回復

5

観光業界の人材不足解消や
労働環境の改善

6

観光客と地域の良質な接点づくり

7

SDGs等新たな潮流への対応

8

市民協働による
観光まちづくりの推進

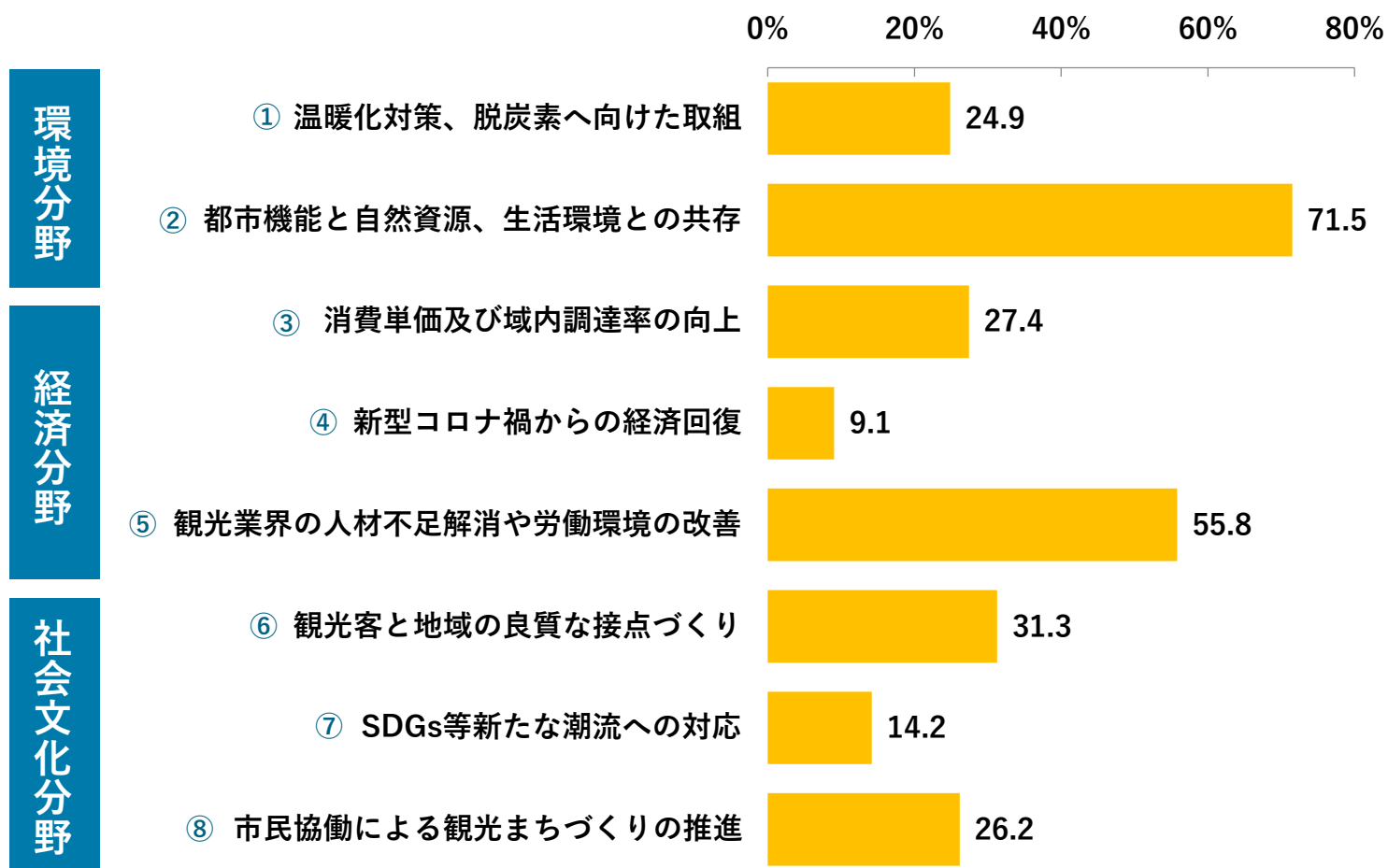
2 石垣市の観光の方向性

	基本方針	施策
環境分野	①温暖化対策、脱炭素へ向けた取組	1)円滑なモビリティの導入 2)多角的な脱炭素等の取組の促進
	②都市機能と自然資源、生活環境との共存	3)地域発展の源泉の保全 4)魅力ある景観形成の実施と体制づくり 5)観光施設の適正な管理
経済分野	③消費単価及び域内調達率の向上	6) 地域特性を生かした新たな魅力の掘り起こし 7)顧客満足度の向上 8)観光による地域貢献の可視化 9)地域観光の循環的発展の推進 10)観光客の島内滞在時間延伸
	④新型コロナ禍からの経済回復	11) 変化に即応したビジネスモデルへの転換 12)観光産業強靱化の推進 13)誘客多角化の実践
	⑤観光業界の人材不足解消や 労働環境の改善	14)専門的知見を有する人材確保 15)観光地力の底上げ 16)マストツーリズムから質を重視した施策への転換
	⑥観光客と地域の良質な接点づくり	17)顧客とのつながりの選択的強化 18)レスポンスブルツーリズムの推進
	⑦SDGs等新たな潮流への対応	19)SDGsへの多角的な対応の促進 20)シビックプライドの涵養
社会文化分野	⑧市民協働による観光まちづくりの推進	21)観光まちづくりへの理解・参画の促進 22)協働による観光まちづくりのための体制

2 石垣市の観光の方向性

(参考) 市民アンケート調査

『第2次石垣市観光基本計画』で掲げる8つの基本方針うち重要と思うもの (n=860)



Q24 『第2次石垣市観光基本計画』(2022~2031) (※)で掲げる基本方針のうち、重要と思うものを3つまでお答えください。[MA, 3つまで]

(※) 石垣市の観光の目指すべき姿や将来像、基本方針や取組を定めたもの。温暖化対策、脱炭素へ向けた取組。

2 石垣市の観光の方向性

計画の進行管理の考え方

- ✓ 本計画の実施によって10年後の計画期間終了時に将来像実現のために掲げた基本目標が、それぞれの程度達成されているのかを測るための指標としてのKGIを設定。
- ✓ KGIを達成するために必要な要素がどの程度達成されているのかを測るためのKPIを設定。
- ✓ これらは、本計画の施策体系のうち、3つの基本目標、8つの基本方針と対応するように設定する。

KGI：Key Goal Indicatorの略、重要目標達成指標

- ✓ 3つの基本目標がどの程度達成されているかを測る指標

KPI：Key Performance Indicatorの略、重要業績評価指標

- ✓ 8つの基本方針がどの程度達成されているかを測る指標

基本目標のKGI

環境分野

自然環境や景観と観光振興との調和が図られていると答える市民の割合

70%

経済分野

経済波及効果(直接効果+間接効果)

3,120億円

社会文化分野

観光立市であることに誇りを感じる市民の割合

60%

基本方針のKPI

1

石垣島訪問の目的にカーボンフリー型ツアーへの参加をあげる観光客の割合
官民通じた新交通の導入及び代替燃料の導入率(対前年度比)

30%

5%増以上

2

観光地の自然や景観、観光施設の美観やアメニティ充足度及びサービス内容に関する観光客満足度

70%

3

1日あたり消費単価
域内調達率

30,000円/人

65%以上

4

観光消費額

1,950億円

(1日あたり消費単価¥30,000×650万人泊)

5

直接雇用者数
全体雇用者数

16,250人

26,000人

6

観光客に対して好意的でない感情を抱いていると答えた市民の割合

20%以下

7

SDGsに取り組む観光関連事業者の割合(対前年度比)

5%増以上

8

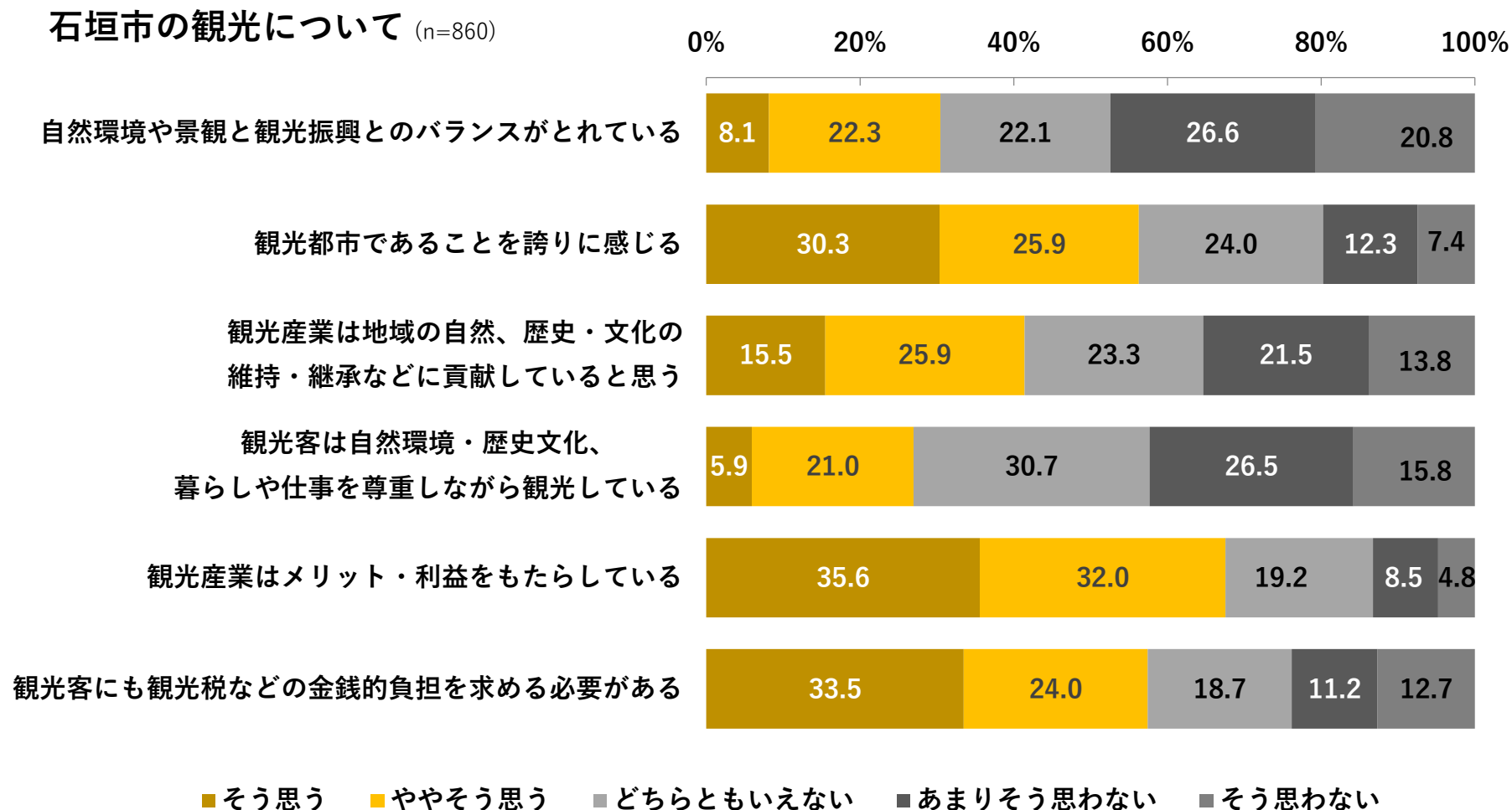
観光まちづくりに資する活動に参画する市民(中学生以上)の割合(対前年度比)

5%増以上

2 石垣市の観光の方向性

(参考) 市民アンケート調査

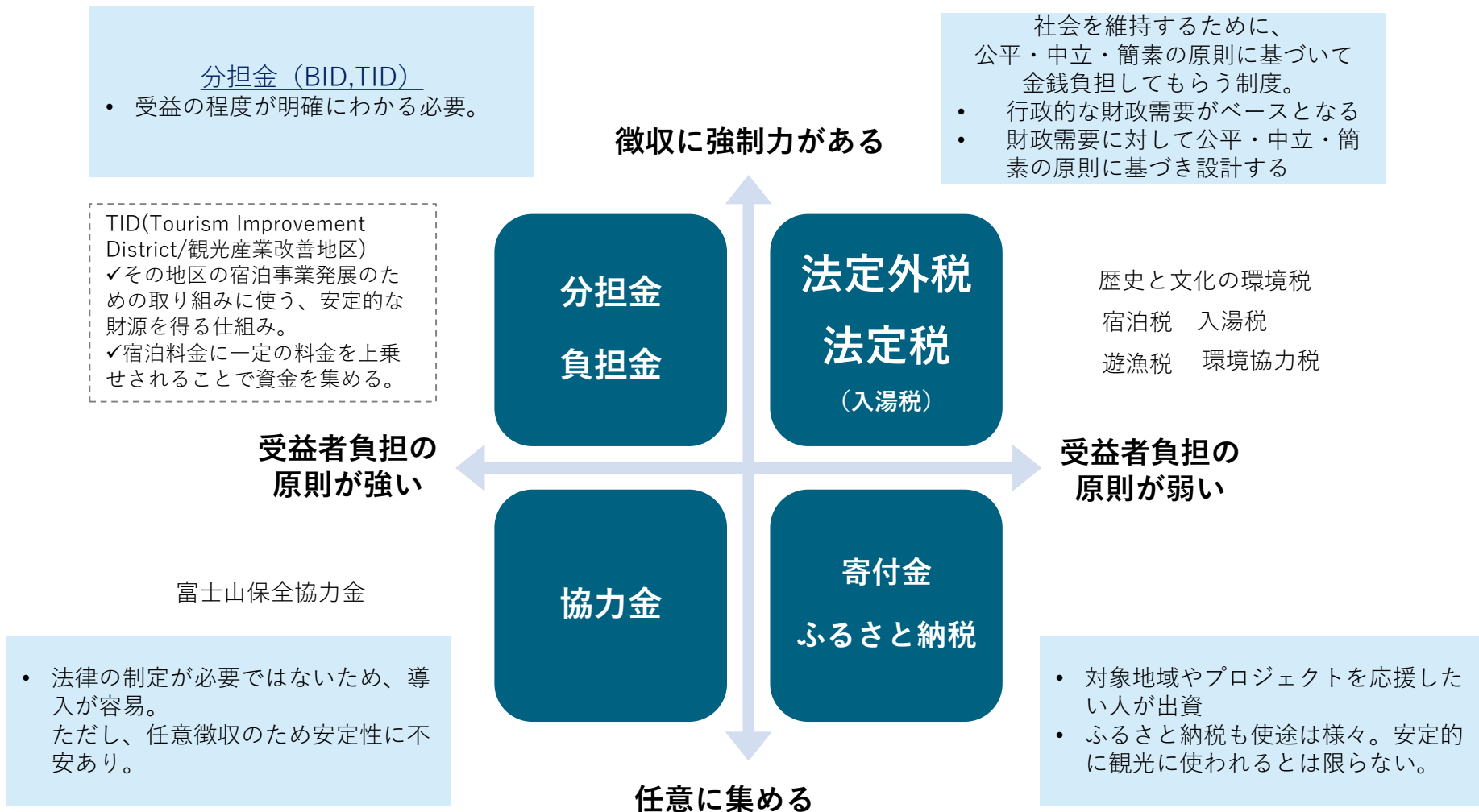
石垣市の観光振興について



Q21 石垣市の観光の上記の項目についてどのように感じていますか。 [各SA]

3 観光財源の確保

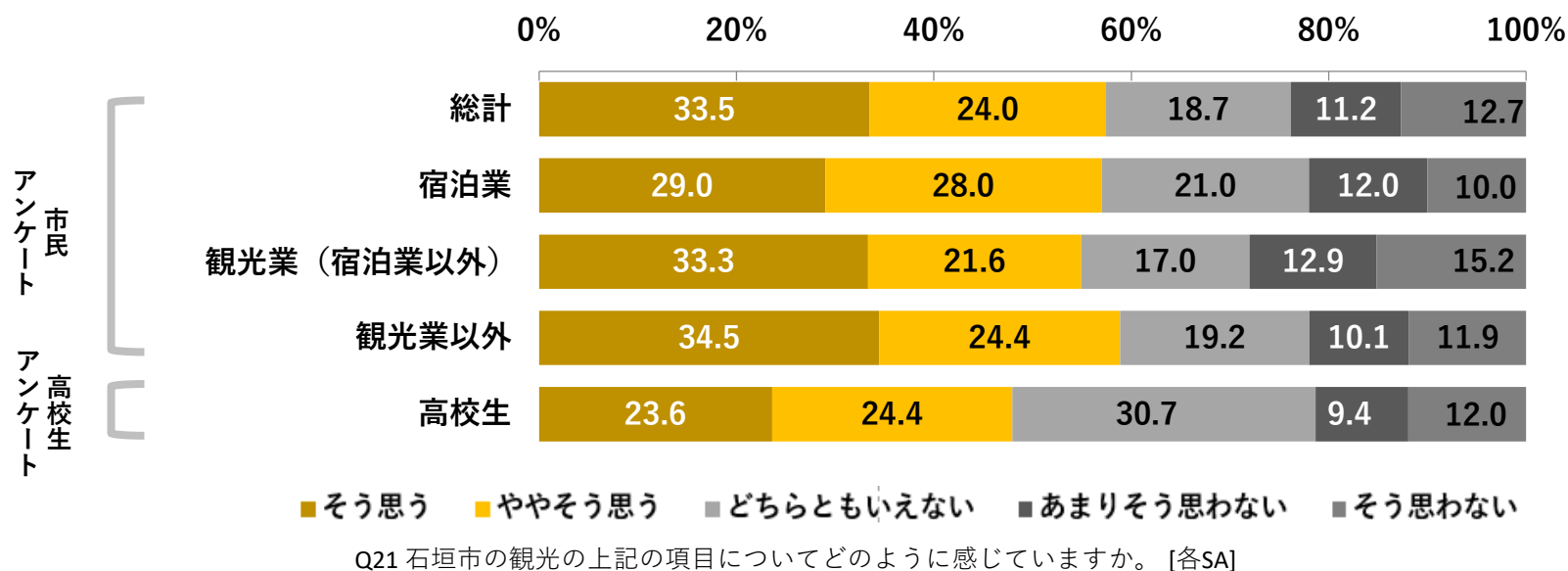
観光需要と連動する財源



3 観光財源の確保

(参考) 市民アンケート調査

観光客にも観光税などの金銭的負担を求める必要がある



出典：石垣市の観光に対する市民アンケート調査結果（2023年度）

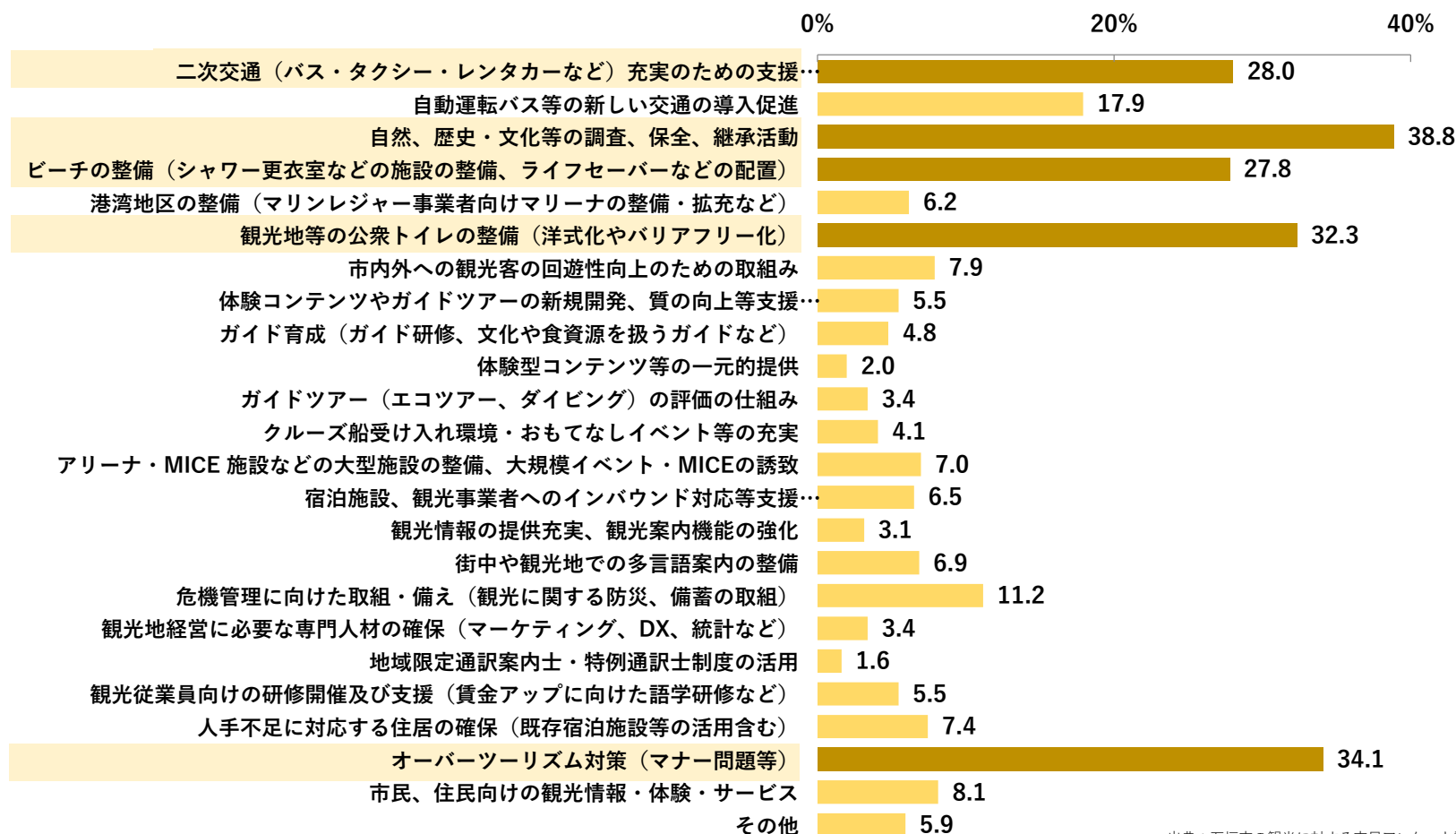
3 観光財源の確保

(参考) 市民アンケート調査

より良い石垣市の観光のための取組と財源について

現在、沖縄県及び石垣市は、宿泊税(※)の導入を検討しております。宿泊税を原資とした財源は、石垣市の観光振興に充てられる予定です。
(※) 課税対象地域にある宿泊施設に宿泊された方に対して、宿泊料金に応じて課税される税

宿泊税を充当して実施していきべきと思うもの (n=860)



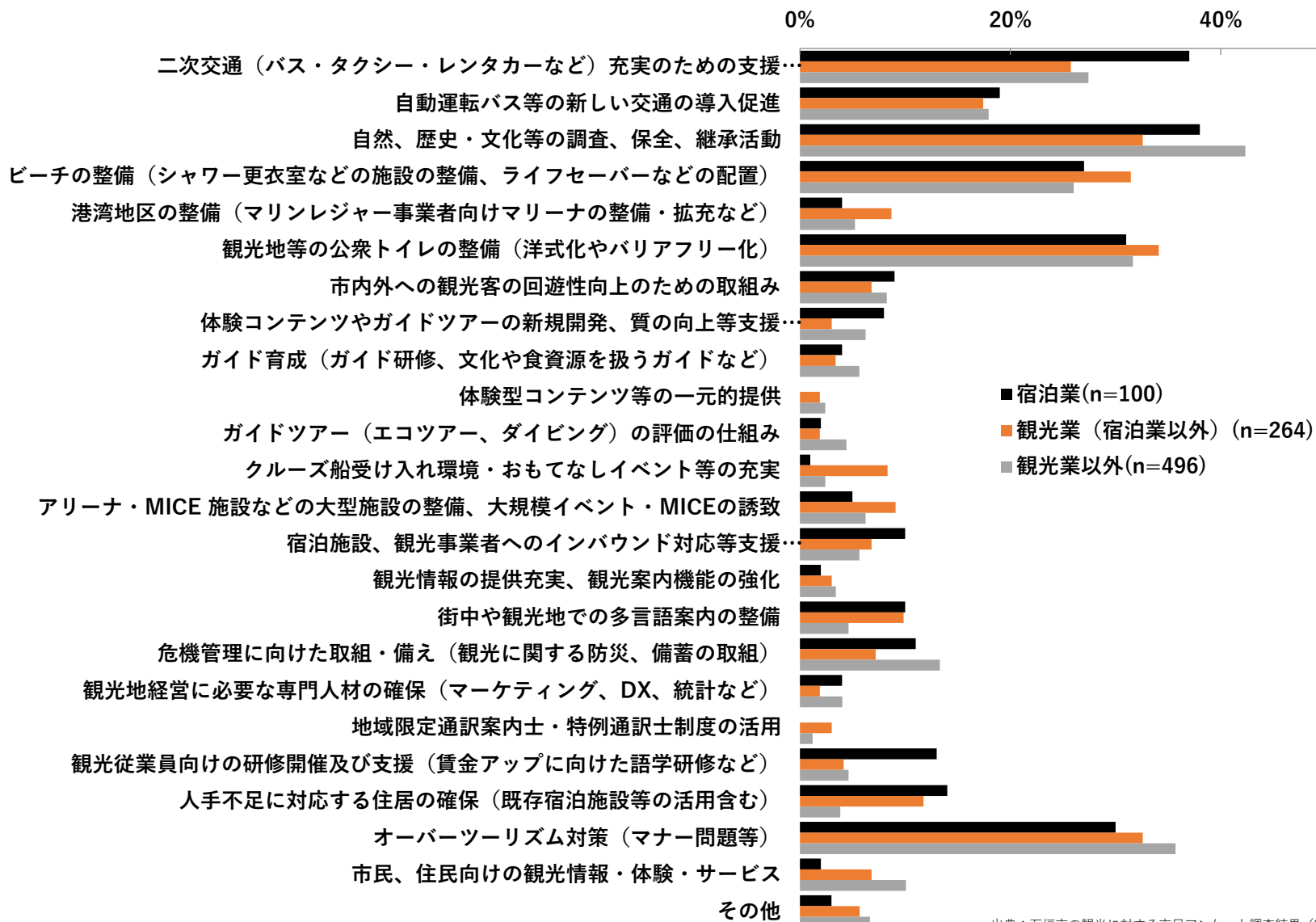
出典：石垣市の観光に対する市民アンケート調査結果 (2023年度)

Q25 以下の取組のうち、宿泊税を充当して実施していきべきと思うものを3つまでお答えください。[MA, 3つまで]

3 観光財源の確保

(参考) 市民アンケート調査

宿泊税を充当して実施していくべきと思うもの



出典：石垣市の観光に対する市民アンケート調査結果(2023年度)

Q25 以下の取組のうち、宿泊税を充当して実施していくべきと思うものを3つまでお答えください。[MA, 3つまで]

沖縄県の宿泊税および竹富町の訪問税検討の動向

- 1 沖縄県の法定外目的税(宿泊税)の制度設計(案) [令和6年5月15日] p.1
- 2 沖縄ツーリズム産業団体連合会の意見[令和5年11月10日] p.2
- 3 竹富町訪問税の制度設計(案) p.3

1 沖縄県の法定外目的税(宿泊税)の制度設計(案)

- 沖縄県では、2018年度に「観光目的税の導入施行に関する検討委員会」を設置。沖縄県において導入することが適当な税目とその時期等について検討。同検討委員会及び検討分科会での議論(各3回)を経て、提言。
- 同提言を受けて、沖縄県では制度設計案の検討が続けられたが、新型コロナウイルス感染症の影響により一時中断。観光需要が回復傾向にある現在、法定外目的税(宿泊税)に関する議論が沖縄県内にて再燃。

沖縄県の法定外目的税(宿泊税)の参考検討案(2024年5月15日時点)

内容	内容
税導入の目的	沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目的として、沖縄の自然環境や地域環境の保全、伝統文化の未来への継承、安全・安心で快適な旅行環境の質の向上など、県民生活と調和した持続可能な観光を実現するための施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。
想定される 税收使途	(1)観光旅客の受入れの体制の充実強化 (2)観光地における環境及び良好な景観の保全 (3)観光の振興に通じる文化芸術の継承及び発展並びにスポーツの振興 (4)地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進 (※) 沖縄県観光振興基金を設置する段階で使途を再整理した
課税客体	(1)旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く。） (2)住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊
納税義務者	沖縄県の宿泊施設における宿泊者
徴収方法	旅館業法第3条第1項の許可を受けた者、住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による徴収
課税標準	宿泊日数
課税免除	(1)学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行及び当該学校の教育活動に参加しているもの (2)前号に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者 (3)宿泊料金が1人1泊5千円未満の宿泊
税率	宿泊料金1人1泊につき※市町村が宿泊税を課す場合 2万円未満：200円 2万円未満：100円 2万円以上：500円 2万円以上：250円
導入予定市町村との配分	県：導入市町村＝1：1
税收規模試算	約42億円（うち徴税コスト約2億円 ※人件費等に加えて特別徴収義務者への報償金を含む。）
報償金	徴収した税額の2.5% ※導入から5年間は3.0%。 別途、システム導入コストの支援の検討

①使途の区分について
観光関連団体との調整が必要

②5千円未満の課税免除については
設定しないことも含め検討

③高価格帯施設への対応
1 「税率の検討」は以下の2通りで検討
(1)段階的定額⇒高価格帯の税率を追加設定
(2)定率⇒一律%で設定
2 税負担と受益のバランスをみた検討
3 先行団体における徴収事務の実態の把握

2 沖縄ツーリズム産業団体連合会の意見

- 観光目的税(宿泊税)制度の導入について(意見書)
- 沖縄ツーリズム産業団体協議会は、2023年10月31日に協議会を開催し、観光業界としての方向性について議論。沖縄県が導入を計画している宿泊税の検討に当たっての下記の留意点をとりまとめ、沖縄県に意見書を提出。

内容	内容
1. 税導入の目的	世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的に、安全・安心で質の高い沖縄観光の実現による観光客の満足度向上、県民の観光への理解促進、観光産業の成長・変革、発展に繋がる施策に要する費用に充てるため
2. 税率	○定率で検討 税負担の公平性の観点を踏まえるほか、人泊数及び観光消費額を重視する観光政策の観点から ○宿泊料金1人1泊又は1部屋、1棟につき3% 島嶼県である沖縄の特殊性、他の都道府県に比べ観光が県経済に占める割合の大きさを鑑み、5%を求める意見もある。
3. 課税免除対象	(1)学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)及びこれに準ずる海外の学校の児童生徒 又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの (2) 前項に規定する当該学校が主催する修学旅行及び教育活動の引率者 なお、税負担の公平性の観点から、宿泊料金による課税免除は設けないこと
4. 財源の種別及び用途	○財源の種別 真の沖縄観光振興に用途が特定される「観光振興特定財源」とする ○「新たな基金」の設置 社会環境の変化の影響を受けやすい観光産業の性質から、迅速かつ柔軟な財源運用を可能とする基金の設置 ○用途 ①県民・観光客双方にとって安全・安心な満足度の高い受入環境の整備・充実 ②県民理解の促進と調和による持続可能な観光地づくり ③魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり ④観光危機への対応
5. システム導入への対応	報奨金とは別に、システム導入に係る費用について負担すること
6. 税導入後の運用体制	(1)沖縄観光振興戦略検討会議(仮称)の設置 観光客と直に接する観光事業者等から意見を吸い上げ、宿泊税を財源とする事業をより効果的に実施することを目的とした「沖縄観光振興戦略検討会議(仮称)」を設置し、事務局はOCVBが担うこと 同会議では事業の検討、予算案の策定および決議、事業の効果検証等を行うこと (2)広域連携DMO(OCVB)の役割と財源の充当 県とOCVB(広域連携DMO)の役割を整理したうえで、観光業界及び地域観光協会等幅広い利害関係者と連携し、観光振興を行うための財源を広域連携DMOであるOCVBへ充当すること
7. 税導入に向けて協議継続の場の設置	沖縄にとってよりよい宿泊税制度となるよう沖縄ツーリズム産業団体協議会等との協議の場の設置を求める

3 竹富町訪問税の制度設計(案)

項目	内容
名称	竹富町訪問税条例（案）法定外普通税
目的	竹富町への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するため
訪問者	旅客船舶若しくは旅客航空機により訪問をする旅客その他の者により訪問をする者であって、竹富町民(住民票に記載されている住所が竹富町である者をいう。)その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 ア 竹富町内にある事務所又は事業所に通勤する者 イ 竹富町外にある学校に通う学生、生徒、児童のうち、竹富町民の扶養親族である者
納税義務者	船舶及び航空機による竹富町の区域への訪問者に課税
納税義務者のうち、訪問者の定義より除外する者	①竹富町の住民（住民票記載の住所が竹富町内の者をいう） ②竹富町内にある事務所又は事業所に通勤する者 ③竹富町外にある学校に通う学生、生徒、児童のうち、竹富町民の扶養親族である者
課税免除の対象	①6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ②学校（大学を除く）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等（以下「行事等」という。）に参加している者並びに当該行事等における引率者及び付添人 ③精神又は身体に障害がある者であって次のいずれかに該当するもの A)療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）を支給された者 B)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 C)身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
減免	天災その他特別の事情がある場合において、竹富町訪問税の免除を必要とする者
税率	1人1,000円/訪問毎
年払い	1人5,000円/年毎 ※納付後1年間は納税の必要はない
徴収方法	①特別徴収 ②申告納付
制度の検証	条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、竹富町訪問税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

Q&A作成の目的

- 特別徴収義務者の不安や疑問を払拭しスムーズな導入と運用を促すこと

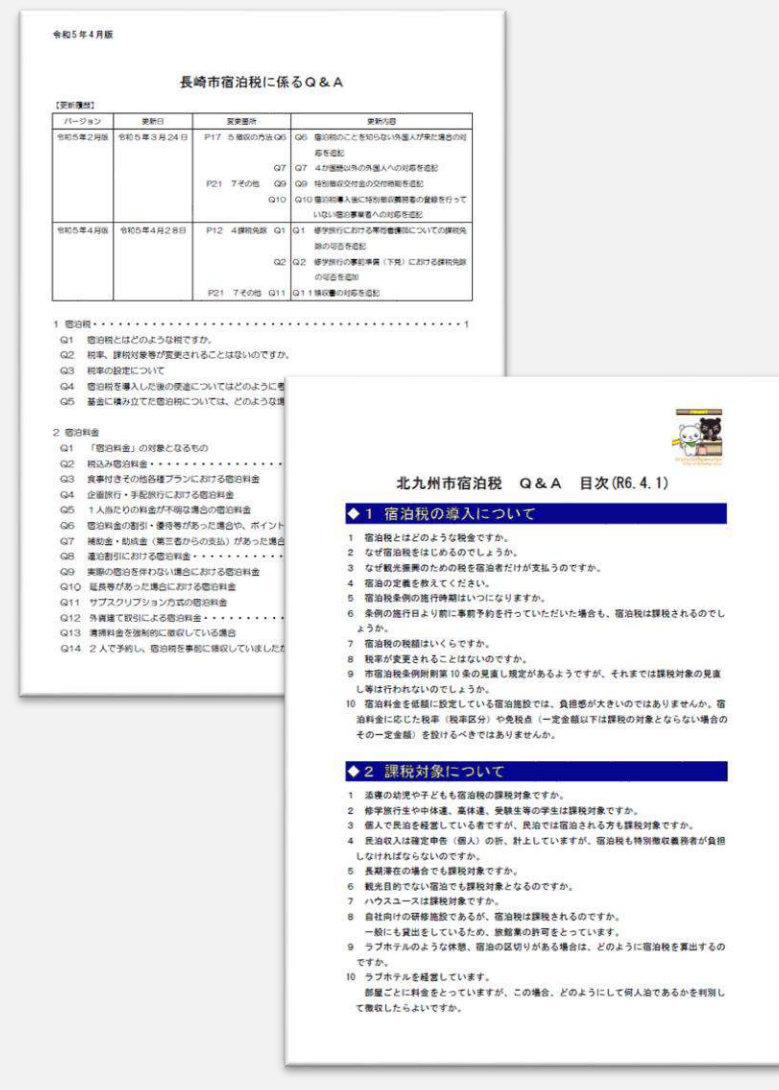
Q&A作成の進め方

- 当ワーキング部会を通して宿泊事業者視点での意見や必要な視点をいただき、Q&Aの作成に反映させていきたいと考えています。

Q&A大項目（案）

- 宿泊税について
- 宿泊の対象
- 宿泊料金の対象
- 徴収の方法
- 申告納入の方法
- その他

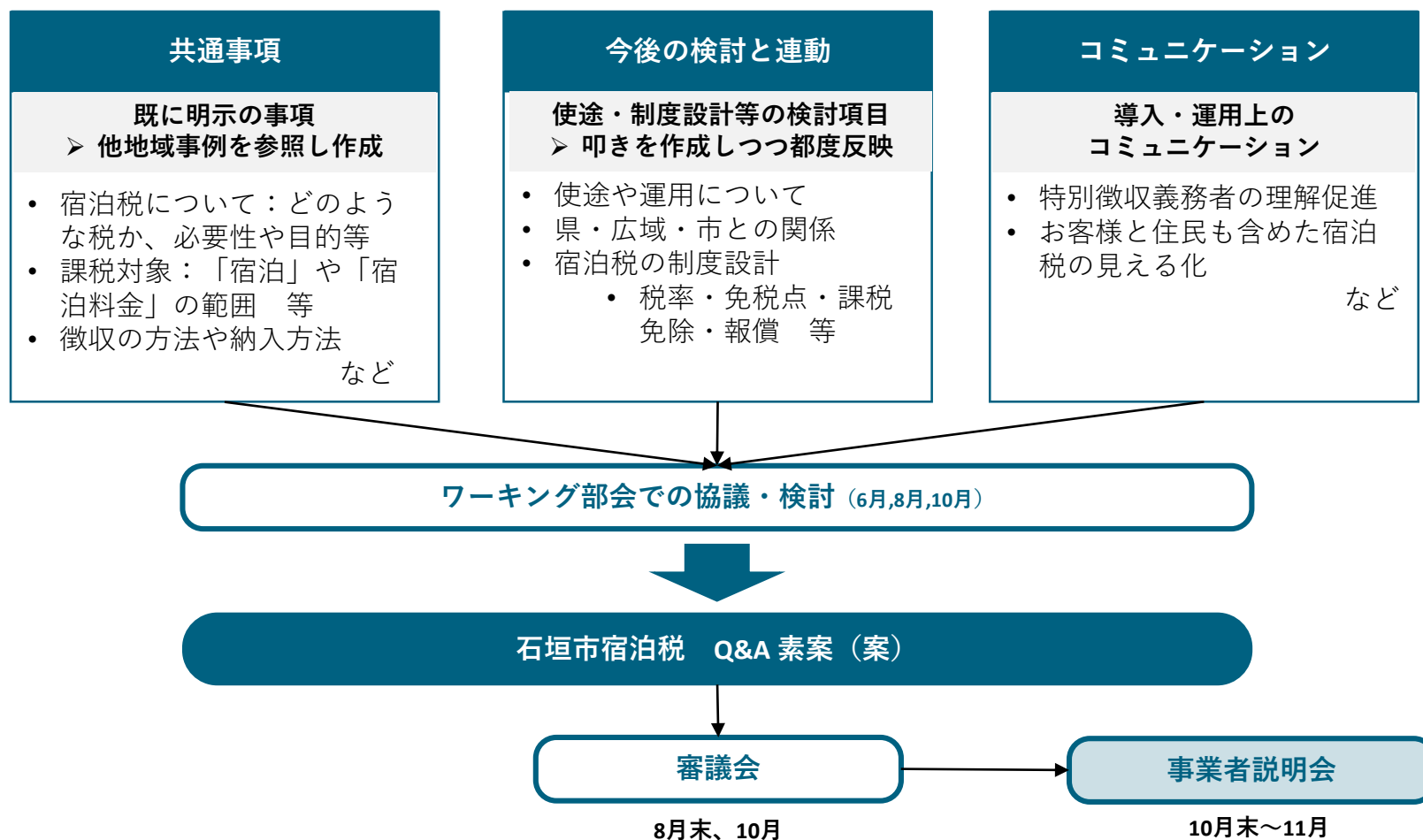
他地域の例（アウトプットイメージ）



特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

作業イメージ

- 宿泊税に関する基本的な事項（共通事項）は先行地域の事例から知見が溜まっている。
- それらを参照しながら、石垣市特有の事項を反映させながら特別徴収義務者向けのQ&Aを作り上げていく。
- 特に、ワーキングでは特別徴収義務者（宿泊事業者）様の立場、中小の宿泊事業者様の状況を鑑みたご意見の反映をしていきたいと考えています。



特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

コミュニケーション

- ・ 宿泊税の円滑な導入と徴収・運用においては、観光客、観光関連事業者、住民、特別徴収義務者自身、それぞれに対する見える化、コミュニケーションが求められる。

主に導入時

事業者の理解・納得が実装において非常に重要
事業者による勉強会や説明会の実施

運用時

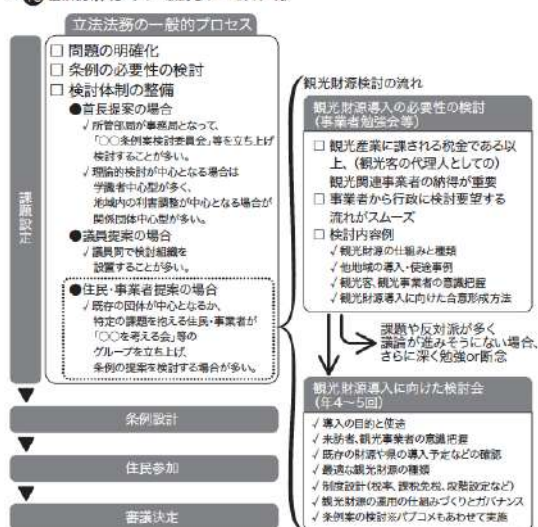
宿泊税に関する観光客に対する広報
特別徴収義務者の説明負担の軽減
・ 観光客向けリーフレットやウェブ
サイト等の制作・公開

モニタリング

効果測定とモニタリング

- ・ 税収自体や充当施策のKPI
 - ・ 住民の観光に対する満足度
- 等からKPIを設定し定期的モニタリング

⑩ 宿泊税導入までの一般的なプロセス（一例）



10月末～11月の事業者説明会の構成・内容を当WGを活かし検討していきたいと考えています。

広報の方法・ツール等について、事業者様視点でのご意見をいただきたいと考えています。

例示：

石垣市観光基本計画の基本目標3本柱

環境分野

自然と共生し
健康で快適な生活のための
良好な環境を創る
観光まちづくり

経済分野

市の発展に貢献し
市民生活が豊かになる
観光まちづくり

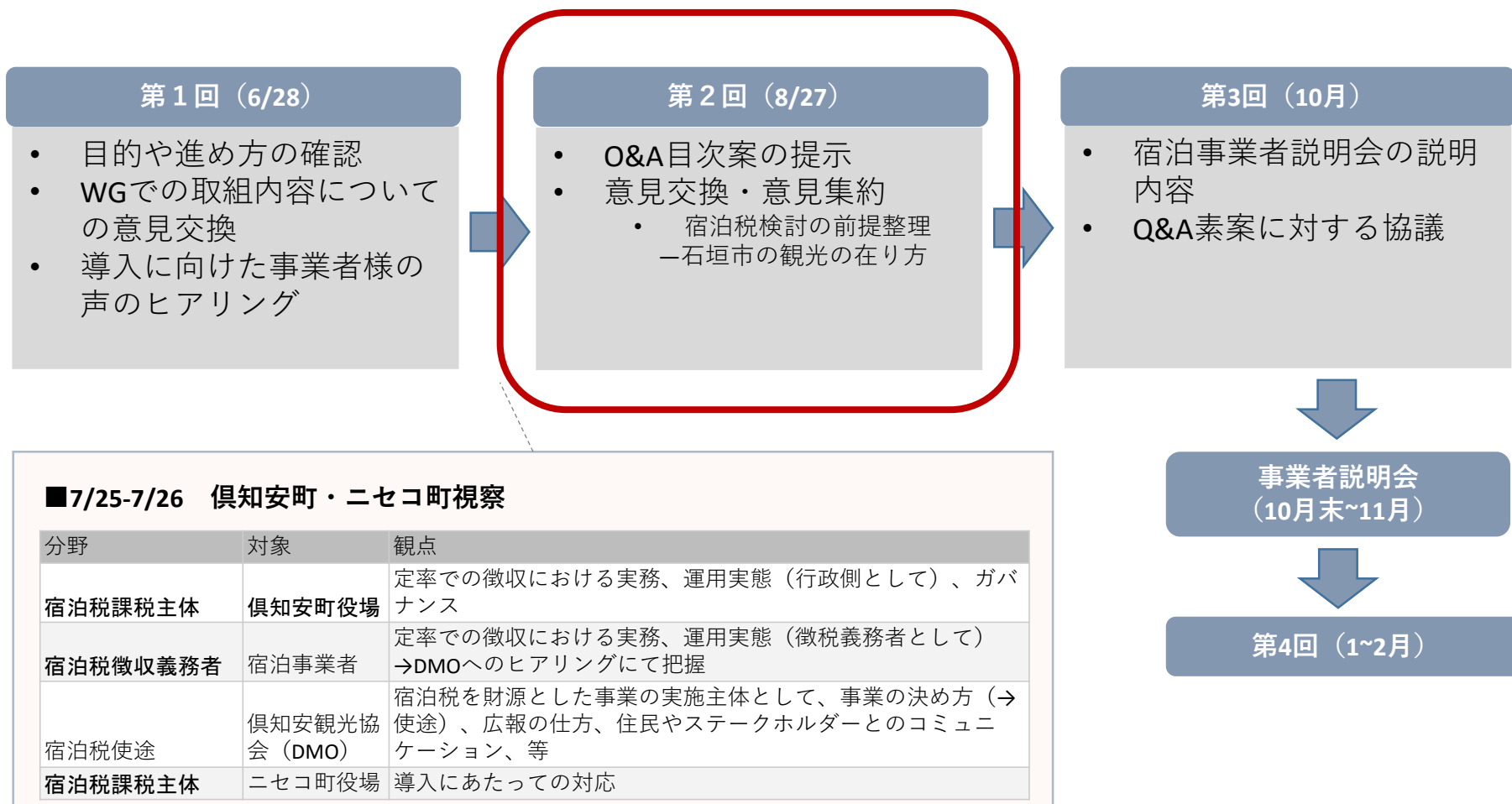
社会文化分野

誇りと
責任ある行動の輪で創る
希望に満ちた
観光まちづくり

宿泊税の効果検証。観光施策の目標やKPI達成に効果的に活かしていく観点と、効果検証に基づいた対応の観点の必要性

特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

スケジュール



特別徴収義務者向けのQ&A作成に向けて

QA目次案

- 今年度時点では、基本的事項（他地域でも共通の事項が多い）及び、その具体的例（Q&A）を中心とする。石垣市独自の事項（制度設計や申告納入の手続き等）は次年度以降の導入時点にて扱う。

【目次案（大項目）】

1. 宿泊税とは
 1. 宿泊税の目的
 2. 宿泊税の徴収方法
2. 宿泊税の徴収方法
 1. 特別徴収制度
 2. 特別徴収義務者
 3. 宿泊税の所管部署
3. 課税客体と納税義務者
 1. 宿泊とは
 2. 宿泊者とは
4. 課税標準・宿泊料金
 1. 課税標準
 2. 税率
 3. 宿泊料金
 4. 免税店
5. 運用に関して
6. 申告納入について→次年度以降
7. 広報について→次年度以降